

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料番号	資料名	所管課
1	小田原市文化振興ビジョンの推進について	
2	芸術文化創造センター整備について	文化政策課
3	旧松本剛吉別邸の一般公開について	
4	小規模保育事業設置運営事業者の募集について	保育課
5	平成27年度（平成26年度分）教育委員会事務の点検・評価報告書	教育総務課

平成28年 6月16日

小田原市文化振興ビジョンの推進について

1 小田原市文化振興ビジョン推進委員会について

(1) 開催結果

回	日 時	場 所	内 容
第5回	4月25日(月) 10時～12時	301会議室	議題 (1) 条例の骨子案について (2) 中間答申について
	5月23日(月) 10時～12時	庁議室	中間答申

(2) 中間答申について

平成27年6月30日 「文化に関わる条例の制定について」 諮問

平成28年5月23日 中間答申（別紙のとおり）

2 今後のスケジュールについて

6月15日～7月14日 条例骨子案の市民意見募集

秋 小田原市文化振興ビジョン推進委員会から最終答申

12月 12月定例会に条例議案の上程

平成29年

1月～3月 条例周知

4月 条例施行

写

文化に関する条例の制定について 中間答申

小田原市文化振興ビジョン推進委員会
平成28年5月

平成 28 年 5 月 23 日

小田原市長 加藤 憲一様

小田原市文化振興ビジョン推進委員会

委員長 水 田 秀 子

文化に関する条例の制定について（中間答申）

平成 27 年 6 月 30 日、当審議会に対し意見を求められた「文化に関する条例の制定」について、別紙のとおり、骨子案として中間答申をいたします。

平成 23 年度に策定された「小田原市文化振興ビジョン」や、それ以降、推進体制などを話し合ってきた「小田原市文化振興ビジョンを推進するための懇話会」の意見等を念頭に、様々な視点からの審議を重ねてきました。

当委員会としては、小田原市の将来にわたる持続的な発展の礎として、文化の力こそが重要であり、そのことを市民、行政が改めて認識するためには、条例の制定が不可欠であることを確認しました。文化に関する基本的な方向性を定めるこの条例が、市民と行政で共有され、市の施策の基盤となることを期待しています。

また、小田原市の文化をさらに振興していくためには、本条例の骨子案にも盛り込みましたが、専門性を持った人材による総合的な文化事業の推進組織を設立するとともに、芸術文化の創造性を活かしたまちづくりの拠点となる施設の整備が特に必要であるという意見が出されたところです。本条例を理念条例に終わらせないためにも、それらの整備の推進が必要であることを併せて申し添えます。

「文化に関する条例」骨子案

(1) 前文

文化が必要とされている背景や小田原の誇りである文化について、また、この条例が目指す方向などについて「前文」として記述します。

◆文化の必要性

- ・文化は長い歴史と風土の中で育まれ、人々の生活するところにあり、人々の暮らしそのものである。
- ・文化は人々の生活にゆとりと潤いをもたらすものである。
- ・人々は様々な困難も文化とともに乗り越えてきた。
- ・文化は人々の未来への希望や生きる力を育むことができる。

◆条例の目指す方向

- ・小田原には歴史・風土に育まれた伝統文化、なりわい文化、生活文化、芸術文化など豊かな文化が市民によって受け継がれている。
- ・市民が小田原の文化への認識を深めることで文化は継承され、創造し続けることで市民の誇りとなる。
- ・市民は豊かな文化的環境の中で暮らす権利を持っている。
- ・社会包摂の考え方のもとで、文化が人と社会の繋がりを生み出し、社会的課題を解決していくことが期待される。
- ・これらの結果として市民は心豊かに希望を持って自分たちらしく生きることができる。
- ・市民、行政が後世に向けてこの条例を共有することが重要である。

(2) 条例の目的

この条例が目指すものを「目的」として定めます。

この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、市民の役割と市の責務を明らかにするとともに、施策の方向性を定め、市民と共に、未来にわたる小田原の文化を創造し、希望と幸福感を持って暮らすことのできるまちの実現を目指すものとする。

(3) 基本理念

文化を振興していく基本的な考え方について「基本理念」として定めます。

- ◆文化に親しむことは生まれながらの権利であり、子ども、高齢者、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人に社会参加の機会をひらくものであるという認識で、私たち市民が心豊かな生活を送り、自分らしく生きるために将来にわたり文化を紡いでいくこと
- ◆歴史や風土に育まれた伝統文化、なりわい文化、生活文化、芸術文化など、小田原ならではの文化を大切にするとともに、それらを常に再認識し、新しい光をあて後世に継承すること。また自由な文化創造が行われる環境を整備し、小田原の新しい文化を築いていくこと
- ◆文化を創るのは私たち市民であり、そのためにも個人の自主性と自由、多様性を尊重すること
- ◆小田原の豊かな文化と私たち市民によって創られた文化が、小田原を大切に思い、小田原を支える市民を育み、自らのまちを自ら創りあげていく自治精神の基盤が生まれるよう努めること
- ◆文化を振興することで、まちの質を高め、産業や観光へ活用し、経済の発展に貢献するとともに、社会・経済と文化が相互に影響を与え合い、相互に磨かれる循環をつくること

(4) 市民の役割

文化の振興にあたり、市民の役割を定めます。

- ◆市民は文化に触れることで、自らの生活を豊かにし、郷土に対する認識を深めるよう努めること
- ◆市民は小田原の文化を大事にし、自ら文化の担い手となり、その継承、創造、発信をしていくよう努めること

(5) 市の責務

市が果たすべき役割について「市の責務」として定めます。

- ◆前述の基本理念に沿った施策を長期的視野に立って行うこと
- ◆文化振興のための環境整備と支援を行うこと
- ◆市民や活動する団体、企業等と連携し、地域における人材や文化的資源、情報等を活かしていくこと
- ◆社会や地域の課題解決に向けた文化政策を推進すること
- ◆市の施策に文化の視点を取り入れ、横断的に施策を展開すること
- ◆国、県、他の地方公共団体等との連携に努めること
- ◆市は市の責務を果たすための必要な体制と財政上の措置を講じるよう努めること

(6) 施策の方向性

基本理念や市の責務を踏まえ、市が今後推進していくべき文化振興施策の方向性について定めます。

- ◆すべての市民が文化に親しむ機会を充実させるとともに、芸術文化を鑑賞し、さらに市民自らが文化創造活動を行うことのできる環境及び施設の整備などを行うこと
- ◆文化の継承・発展を図るため、伝統文化等の後継者の育成支援、文化資源の適切な保存・継承・活用を図ること
- ◆特色ある文化の創造に向け、小田原の文化資源を生かし、様々な連携のもとで、取り組みを行うこと
- ◆すべての市民が文化の担い手であるという認識を共有するとともに、文化活動を行う人やそれを支える人を育てる環境を整備し、その成果を発表する場を設けること
- ◆将来の小田原を担う子どもたちが文化に親しむための施策を推進すること
- ◆情報収集を積極的に行うとともに、市民等と協働して小田原の文化を内外に発信し、文化を通じた交流を促すこと
- ◆小田原ゆかりの芸術家や研究者などとの交流及び連携に努めること
- ◆生涯学習を行う市民との連携を図ること

(7) 計画の策定

文化政策の総合的な推進を図るための計画の策定を定めます。

- ◆市は条例に基づき文化振興に関する事業計画を策定すること
- ◆計画の策定にあたっては文化振興ビジョン推進委員会の意見を聞くとともに、市民からも意見を聴取すること
- ◆計画に基づく成果や経過について小田原市文化振興ビジョン推進委員会の評価を受けること
- ◆評価、検証の結果により必要に応じて計画の変更を行うこと

(8) 文化振興の推進体制

文化振興にあたっての推進体制について記述します。

- ◆文化の振興にあたり、必要に応じ、小田原市文化振興ビジョン推進委員会からの意見を求めるこ
- ◆文化の振興にあたり、専門性を持った人員及び組織による継続的な事業推進を図ること

芸術文化創造センター整備について

1 整備推進委員会の開催結果について

名 称	日 時	場 所
第1回整備推進委員会	平成28年5月13日（金） 午後6時30分から午後8時30分まで	市役所庁議室

2 芸術文化創造センター整備についての考え方

芸術文化創造センターは本市の芸術文化創造の拠点となることから、平成31年度までの建設工事着手を念頭に置き、引き続き整備を推進する。

なお、建設費の高止まり等、この事業を取り巻く厳しい現状に鑑み、建設に充当する一般財源の額、整備内容、整備手法については再検討し、今秋までに決定する。

今後の検討には、実施設計に至るこれまでの作業の成果や、事業提案に向けた意見募集を通じて得られた知見などをできる限り生かしつつ、市として望ましい整備のあり方を目指す、というスタンスで臨む。

3 市民説明会の開催結果について

名 称	日 時	場 所	参加者数
市民説明会	平成28年6月5日（日） 午前10時から正午まで	市役所大会議室	72名

4 平成28年度のソフト事業について

(1) 中間支援人材の育成・啓発ワークショップ／セミナー

「文化セミナー」(4回)

「アートマネジメントワークショップ基礎・実践」(定員20名×10回予定)

「演劇・劇作ワークショップ」(定員30名×17回)

「伝統芸能（日本舞踊、人形浄瑠璃）ワークショップ」(定員15名×2回)

「障がい者と健常者のためのダンスワークショップ」(定員20名×2回)

「現代美術ワークショップ」(定員15名×2回)

(2) 子ども向けワークショップ

「子ども美術ワークショップ」(定員20名程度×2回)

「カフォンワークショップ」(定員15名×2回)

「能楽ワークショップ」(定員30名×1回)

- (3) 学校・福祉施設等へのアウトリーチ
　小学校等へのアウトリーチ（27回予定）
　市立病院等でのアウトリーチ（2回予定）

(4) 鑑賞事業

- 「松竹大歌舞伎」（7月5日（火）、市民会館）
親子向け演劇「わかったさんのクッキー」（7月30日（土）・31日（日）、市民会館）
室内楽三重奏「トリオ・リベルタ」（11月25日（金）、市民会館）
「かもめ図書館若手支援コンサート」（年3回、かもめ図書館）
「昼のミニ・コンサート」（年12回（毎月第4水曜日）、本庁舎談話ロビーほか）
神奈川県主催「カナガワ リ・古典」（9月19日（月・祝）、小田原城本丸広場ほか）

(5) 第69回小田原市美術展覧会

日程 前期：5月25日（水）～29日（日）／後期：6月1日（水）～5日（日）
場所 市民会館

(6) 第63回小田原市民文化祭

日程 9月下旬～3月中旬
場所 市民会館、松永記念館ほか



小田原市文化創造活動担い手育成事業レポート

2015



旧松本剛吉別邸の一般公開について

1 事業の概要

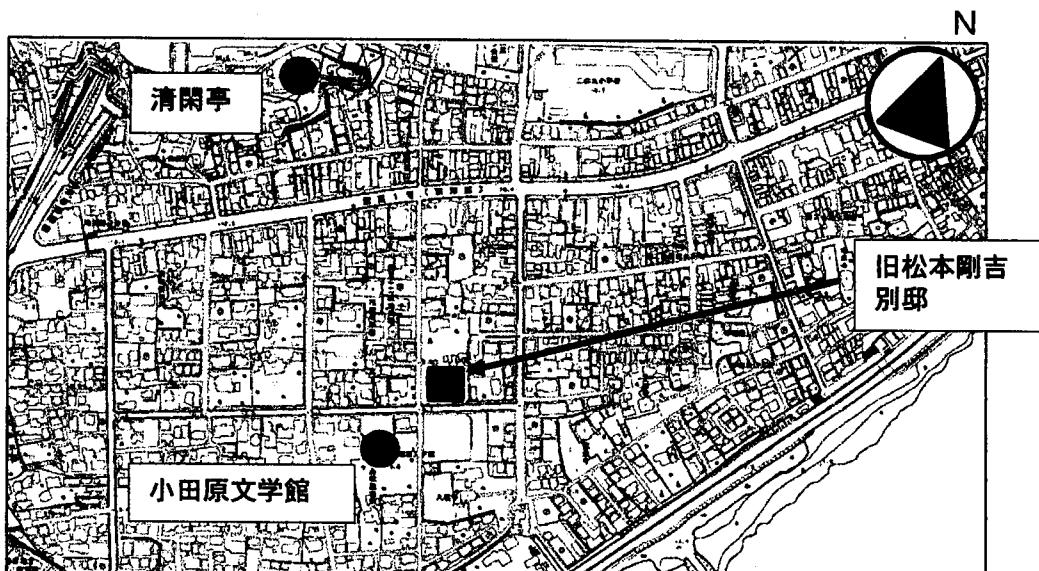
南町の旧松本剛吉別邸（岡田家住宅。歴史的風致形成建造物）の庭園の大部分と建物の一部（茶室・待合）について、小田原駅・HaRuNe 小田原から小田原城跡・清閑亭、さらに西海子小路・小田原漁港方面への誘客等の促進に向けて、近接する小田原文学館との連携等による活用を図るため、5月13日付で所有者と無償使用貸借契約を締結し、5月28日より一般公開に着手した。

今後、図書館（文学館）で主催する資料展示や講演会、文化政策課で所管するワーク・ショップ等の会場とするほか、清閑亭活用事業と連動した催事を開催するなど、一層の有効活用を進めてゆく予定である。

2 公開の日程等

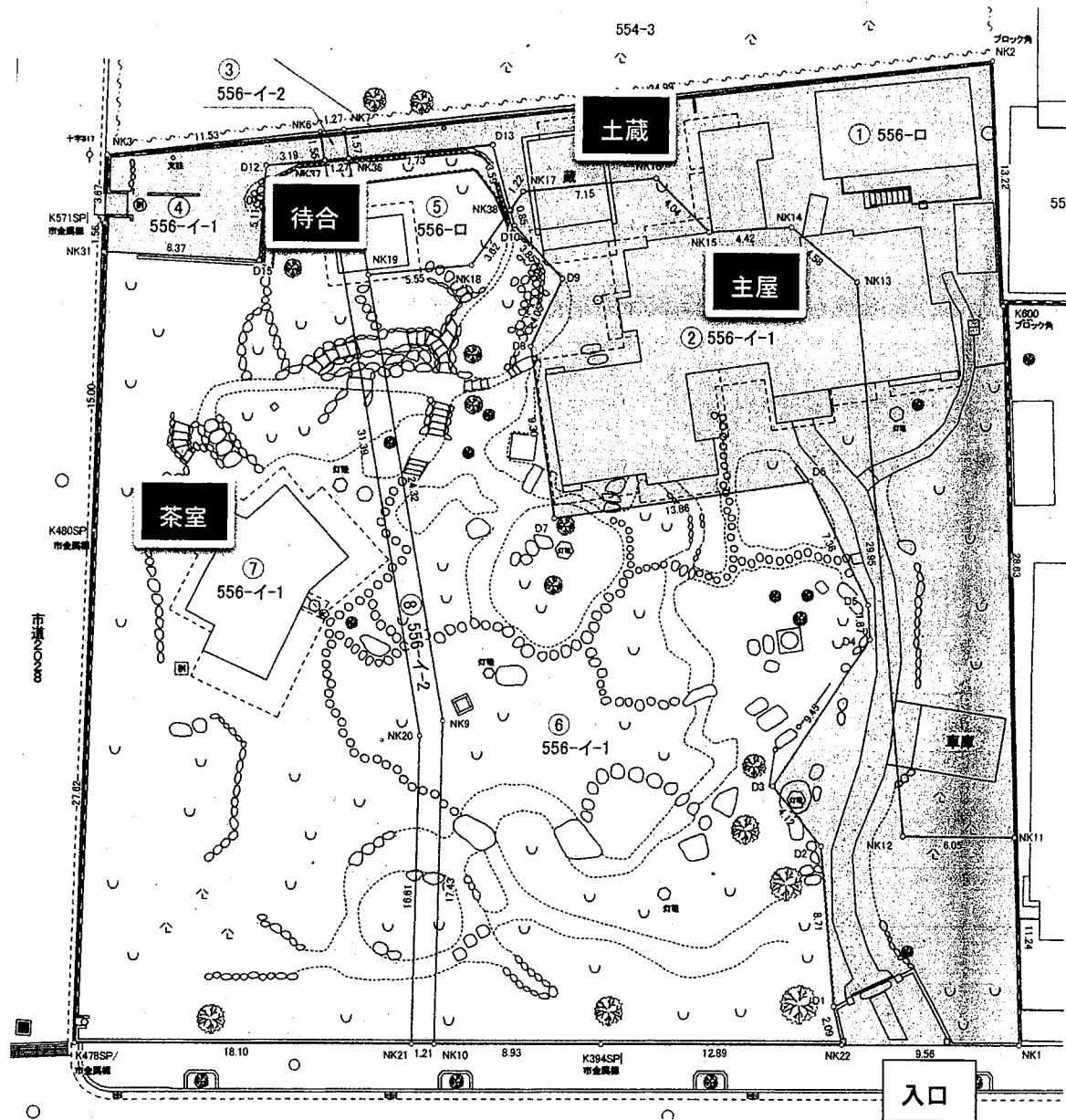
- (1) 期間 当面年度内とし、効果・課題等を検証した上で次年度以降の実施も検討する。
- (2) 公開日 毎週4日（当面は木・金・土・日）
祝日も公開とし当該日が上記と異なる場合は適宜調整する。
- (3) 公開時間 午前11時～午後3時（観覧無料）

位置図



- * 旧松本剛吉別邸（岡田家住宅） 南町の小田原文学館の斜向かいに所在。約2,500m²の敷地に主屋・茶室・待合・土蔵等の建物が配されている。現在の建物は大正12年の関東大震災で被害を受けたのち修復または再建されたもの。
- * 松本剛吉（1862～1929） 兵庫県出身の政治家で、明治32年小田原に別邸を構えた。衆議院議員・貴族院議員等を歴任する一方、板橋の古稀庵を拠点に政界を主導する山縣有朋の側近的地位にあった。
- * 歴史的風致形成建造物 国から「歴史的風致維持向上計画」の認定を受けた自治体の首長が、当該計画の重点区域内において景観構成上、保全すべき重要な歴史的建造物を指定する。本市では現在、岡田家住宅のほか清閑亭・小田原文学館本館・白秋童謡館・松永記念館・皆春荘の6件を指定している。

旧松本剛吉邸敷地図



(西海子小路)

1

…公開区画

1

…非公開区画

小規模保育事業設置運営事業者の募集について

1 待機児童の現状

(1) 保育所入所申込みの状況

- ・平成28年4月入所申込数 1,058人（平成27年4月 1,004人）
- ・0歳児、1歳児の申込割合が50.1%を占めている。

平成28年4月入所申込数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
H27	186人	253人	239人	205人	88人	33人	1,004人
H28	207人	323人	230人	196人	83人	19人	1,058人

(2) 待機児童数

- ・平成28年4月1日現在 22人（平成27年4月1日現在 16人）
- ・0歳児、1歳児が11人と半数を占めている。
- ・地区別では、川東地区が15人

ア 年齢別待機児童数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
H27	4人	6人	3人	2人	0人	1人	16人
H28	2人	9人	3人	6人	1人	1人	22人

イ 地区別待機児童数

	川東地区		川西地区		合計
	北部	南部	北部	南部	
H27	3人	9人	4人	0人	16人
H28	5人	10人	3人	4人	22人

2 小規模保育事業設置運営事業者の募集

0歳児、1歳児を中心に待機児童が増加しているほか、平成29年4月に新規開設が予定されていない川東北部及び川西南部（小田原駅周辺）における保育ニーズへの対応が必要となっている。

そこで、3歳未満の低年齢児の保育の受け皿の確保を効果的かつ優先的に推進していくため、短期間で整備可能な小規模保育事業の設置運営事業者の募集を以下のとおり実施する。

(1) 募集期間

平成28年6月17日(金)から平成28年7月15日(金)まで

(2) 募集地区及び設置数

ア 川東北部 1ヶ所 (豊川地区での開設)

イ 川西南部 1ヶ所 (小田原駅周辺での開設)

(3) 定員規模

10人以上19人以下

(4) 定員構成

0歳児、1歳児、2歳児の各年齢でバランスのとれた定員設定

(5) 開所予定日

平成29年4月1日

3 スケジュール(予定)

平成28年度

6月17日(金)	募集開始
7月1日(金)	質問受付終了
7月8日(金)	事前相談受付終了
7月15日(金)	応募受付終了
7月下旬	設置運営事業(候補)者選考
8月上旬	選考結果発送
9月	市議会9月定例会施設整備経費補正予算案提出
10月上旬	国へ施設整備補助金交付申請
11月以降～	施設整備工事着手

平成29年度

4月1日(土)	開所
---------	----

平成28年度小田原市小規模保育事業A型設置運営事業者募集要項

1 募集目的

小田原市では平成27年3月に策定した「小田原市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・保育の環境整備に取り組んでいますが、現在、0歳児、1歳児を中心に対機児童が増加し、低年齢児の保育ニーズへの対応が喫緊の課題となっているほか、小田原駅周辺における保育ニーズに対しては早期の解決が求められています。

そこで、3歳未満の低年齢児の保育の受け皿の確保を効果的かつ優先的に推進していくため、小規模保育事業の設置運営事業者の募集を行います。

2 募集する事業の形態・地区・定員等

(1) 事業の形態

小規模保育事業A型

(2) 募集地区及び設置数

ア 川東北部 1ヶ所（豊川地区での開設）

イ 川西南部 1ヶ所（小田原駅周辺での開設）

※小田原駅周辺とは、駅を中心に半径1km圏内を想定しています。

(3) 定員規模

定員は10人以上19人以下とすること

(4) 定員構成

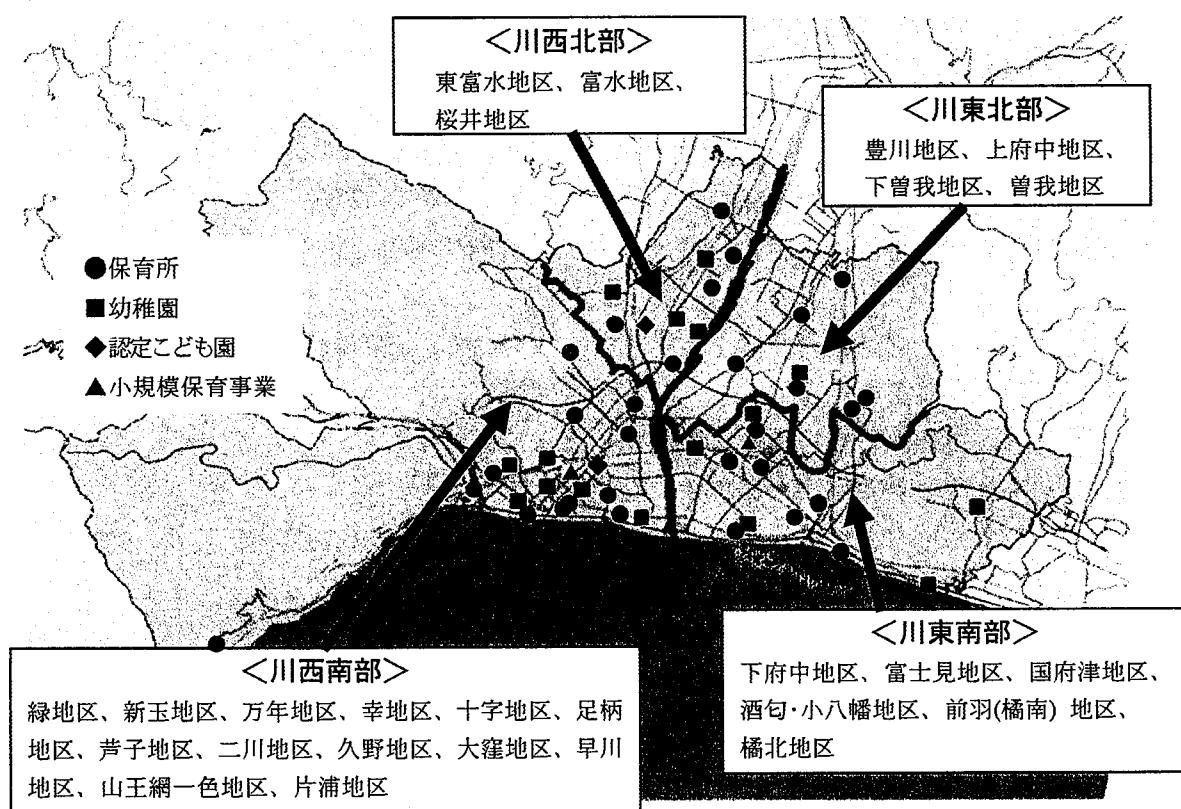
0歳児～2歳児の各年齢でバランスのとれた定員を設定すること

(5) 設置方法

新築又は既存施設（賃貸物件を含む）の改築等による事業所設置

(6) 開所日

平成29年4月1日



3 応募資格

- (1) 平成28年4月1日現在、次のいずれかを満たす事業者
 - ①児童福祉法第59条の2に定める認可外保育施設を1年以上運営している事業者
 - ②児童福祉法第35条第4項に定める保育所を運営している事業者
 - ③児童福祉法第6条の3第10項に定める小規模保育事業を運営している事業者
- (2) 前項の施設等の経営が安定していること。(銀行又は手形交換所の取引停止処分、手形、小切手の不渡り、又は所有する資産に対する仮差押命令等の処分を受けたことがないこと。ただし、経営の安定性を証明する文書が提出された場合を除く。)
- (3) 社会福祉事業に熱意と識見を有し、新たに小規模保育事業A型を設置運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。
- (4) 児童の保育に対する熱意と豊かな愛情があり、児童の発達を深く理解していること。
- (5) 本市の子育て施策及び保育行政を理解し、これに積極的に協力すること。
- (6) 運営する施設等について、法令に基づく改善の命令、事業停止、又は業務停止等の処分を受けたことがないこと。
- (7) 小田原市暴力団排除条例（平成23年12月13日条例第29号）に定める内容に抵触しないこと。

4 事業所設置の条件

(1) 経営形態・施設等

- ①「児童福祉法」、「家庭的保育事業等の認可等について」（厚生労働省平成26年12月12日雇児発1212第6号）、「小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」（以下、施行規則という）及び「小田原市家庭的保育事業等の設置認可に係る審査基準を定める要綱」に示されている基準等を満たしていること。
- ②事業所については、建築基準法の新耐震基準を満たしていること。又は、耐震診断の結果、I s 値が0.6以上であること。
- ③消防関係法令等の要件を満たすこと。
- ④違法建築物ではないこと。（検査済証と現況が一致していること。）
- ⑤災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる建物であること。
- ⑥事業所が賃貸物件の場合、原則として契約期間が10年以上の賃貸借契約等を締結すること。
- ⑦保護者の送迎時の利便性と近隣への配慮のため、駐車場・駐輪場・ベビーカースペースを極力確保すること。
- ⑧調理員用便所、沐浴室及び医務室の確保に努めること。
- ⑨周辺の既設保育施設との位置に配慮した設置場所とすること。
- ⑩周辺住民の同意が得られること。なお、周辺住民への説明については、決定後、できるだけ速やかに行うこととし、説明の経過を保管しておくこと。
- ⑪小田原市土砂災害ハザードマップに示された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域外であること。

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/disaster/disaster/nature/sediment->

disaster/dosyamap.html

⑫神奈川県が公表した津波浸水想定区域外であること。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f532320/p892444.html>

(2) 保育時間

月～金曜日：午前7時～午後6時までの11時間保育を実施するとともに、延長保育を1時間以上実施すること。

土曜日：午前7時～午後6時までの11時間保育を実施すること。

(3) 休所日

休所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日、30日、31日とする。

(4) 職員配置

①保育士、嘱託医及び調理員を置くこと

※ただし、調理業務の全部を委託する場合又は施行規則第13条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

②保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とすること。

ア 乳児 おおむね3人につき1人

イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

③前号に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

④職員配置とは別に、事業所に常駐する常勤の施設長（園長）を配置すること。

⑤職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者であること。

(5) 給食の提供

①給食は自園調理方式により提供し、施行規則第13条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合を除き、外部搬入は認めない。また、定員に応じた必要な調理員を配置すること。

※「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に記載されている留意すべき事項を遵守する場合に限り、給食調理業務の外部委託を認めるものとする。

②「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」（平成27年3月31日付雇児発0331第1号・障発0331第16号局長部長連名通知）や「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日付社援施第65号課長連名通知）等、厚生労働省発出の通知等の内容を十分理解及び遵守し、給食を提供すること。

③「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月厚生労働省）を遵守すること。

(6) 連携施設

利用乳幼児に対する保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう連携施設を確保すること。ただし、平成31年度までは

経過措置期間とする。

※当該要項の2-(2)-アで募集する事業所については、小田原市立豊川保育園を連携施設とすることを想定しているので、それを前提とすること。

(7) その他

- ①集団保育が可能な障がい児については積極的に受け入れること、また本市と連携し保育を実施すること。
- ②保育内容等に対する苦情処理体制を整備すること。
- ③保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、理解及び協力を得るよう努めること。
- ④職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- ⑤事業所の運営にあたっては、本市の指示に従うこと。

5 申込み手続き

(1) 募集要項の配布

平成28年6月17日(金)から平成28年7月15日(金)まで

小田原市子ども青少年部保育課(小田原市役所5階)又は小田原市WEBページ上で配布します。http://www.city.odawara.kanagawa.jp/msec/index.php?msection_id=88
窓口での配布は土曜日、日曜日を除く8時30分~17時15分までとします。

(2) 質問受付

- ①質問は、平成28年7月1日(金)17時までに受信した電子メールでのみ受け付けます。
- ②メールアドレス hoiku@city.odawara.kanagawa.jp
- ③質問は、様式1「質問票」にてお願いします。お名前等、記入漏れがある場合には回答いたしません。また、送信後、保育課に電話で着信しているかどうかを確認してください。
- ④受け付けた質問については、順次、小田原市WEBページ上で回答します。

(3) 事前相談(必須)

応募を検討されている方は、申込み手続きの前に必ず事前相談をしてください。

※事前相談のない応募は受け付けません。

様式2「事前相談依頼書」に必要事項を記載の上、下記の必要書類を持参してください。

必要書類：①現地案内図(明細地図等)②計画平面図案③土地公図写④土地建物全部事項証明書⑤法人概要のわかる資料(パンフレット等) *個人の場合は不要
⑥既存の運営施設等の概要がわかる資料(パンフレット等)⑦現況写真

事前相談の日時については、電話で保育課に連絡をして調整してください。

・電話番号：0465-33-1642

・事前相談期間 平成28年6月17日(金)から平成28年7月8日(金)まで

※相談受付時間は、9時~正午、13時~17時 *土曜日、日曜日を除く

(4) 応募手続

小田原市小規模保育事業A型設置運営事業応募申込書(様式3)に必要事項を記入し、

法人代表者又は個人事業主が押印のうえ、必要書類を添えて、正本1部、副本7部を直接提出してください。

※郵送等での提出は受け付けません。

※市長が必要と認める書類の追加提出を求めることがあります。

※応募に係る一切の費用は、結果にかかわらず応募者の負担となります。

※応募書類等については返却しません。

※提出された応募書類は、公表等に必要な場合、無償で使用できるものとします。また、情報公開請求により開示する場合があります。なお、応募者の正当な利益を害するものについては、使用・開示の対象とはしません。

※誤字脱字等の修正を除き、原則として提出された資料の内容の変更は認めません。

[提出先]

神奈川県小田原市荻窪300

小田原市子ども青少年部保育課（小田原市役所5階）

※提出の際、書類の確認を行うため、事前に電話にて時間の予約を行ってください。

※A4縦のフラットファイル等を用い、様式3に示す添付書類ごとにインデックスを付け、番号順に綴じてください。

(5) 応募期間

平成28年6月17日(金)から平成28年7月15日(金)まで

※応募受付時間は、9時～正午、13時～17時*土曜日、日曜日を除く

6 補助金について

(1) 施設整備費補助

①施設新設（定員19人を想定）

約79,000千円（上限額）

②改修費等

既存の建物に対して必要な施設整備、改修整備等及び改修期間中の賃料等に係る費用に対して4分の3を乗じて得た額を補助します。なお、24,000千円を上限額とします。

※当該要項の2-(2)-1で募集する事業所に限り、整備誘導を早期に、着実に進める必要があることから、施設整備に係る事業者の負担率4分の1に対し、軽減を図るために、市が上乗せして補助することを検討しています。

※施設整備費補助については、現時点では、国の保育対策総合支援事業費補助金及び保育所等整備交付金に基づく補助を予定していますが、現段階で平成28年度の国補助要項等が未確定であり、補助対象項目等が変更になる可能性があります。また、当該補助は予算の範囲内の補助となります。

(2) 運営費補助

①公定価格

公定価格については、国の定める特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費

用の額の算定に関する基準等（平成28年内閣府告示第119号、平成28年3月31日公布）に基づきます。小田原市は「100分の10地域」に該当します。

②子ども・子育て支援事業に係る補助

子ども・子育て支援新制度に基づく地域型保育給付費の支給及び小田原市子ども青少年部保育課所管に係る補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助等を行います。

※小田原市独自の補助金（平成28年4月1日現在）

小田原市では児童の処遇向上や保育所等の安定的な運営等に資するため、該当施設に対して以下のような補助金を交付しています。

- ・保育所運営費加給補助金
- ・障がい児保育費補助金
- ・産休明け乳児保育奨励費補助金
- ・乳児保育推進事業費補助金
- ・細菌検査事業費補助金

（3）留意事項

- ①上記の補助見込額については、国・県・市における補助金制度の見直しに伴い、変更（減額を含む）が生じる場合があります。
- ②施設整備を行うために締結する契約については、小田原市契約規則等に準拠し、一般競争入札に付するものとします。なお、入札にあたっては事前に、保育課と協議のうえ、執行してください。
- ③施設整備は、補助金の交付決定後に補助事業に着手することとします。

7 設置運営事業者の選考と決定

応募申込書の書類審査やヒアリング等から総合的に判断し、市長が選定します。

- （1）書類審査…実績や事業計画（施設の概要、定員、職員配置等）に係る審査
- （2）ヒアリング…児童福祉に対する熱意や識見、運営の考え方等の審査

※応募申込書の受理後であっても、募集要項の応募資格、設置条件等を満たしていない場合や応募書類が不足している場合、又は事業の設置運営事業者として相応しくない事項がある場合には、失格となることがあります。

※応募数にかかわらず選考は行いますが、審査の結果、設置運営事業者を選定しないことがあります。

※結果については、全応募者に書面をもって通知します。

※施設整備費予算については、平成28年市議会9月定例会において、補正予算案を提出する予定であることから、当該予算が認められない場合には、当該年度の事業を中止することがあります。そのため、選定された時点では、設置運営事業（候補）者として取り扱い、補正予算案の議決をもって、決定するものとします。

※選考の結果、設置運営事業（候補）者として選定した場合は、小田原市と応募内容に沿った施設の設置についての覚書を交わしていただきます。

※施設の設置・運営が困難となった場合等、不測の事態により決定を取り消す場合があります。

8 その他留意事項

- (1) 補助金については、国・県の補助金を活用する予定のため、当該補助金の交付決定が受けられない場合には、当該年度の事業を中止することがあります。
- (2) 審査の結果、設置運営事業者として決定された場合であっても、提出された提案内容、関係法令等に基づく小規模保育事業A型の設置運営ができない場合には、設置運営事業者としての決定を取り消す場合があります。
- (3) 設置運営事業者として決定された後に、辞退又は上記(2)の理由による当該決定の取り消しがあった場合は、以後、当市の保育所等の公募において応募できない場合があります。
- (4) 事業を行うために締結する契約については、市が行う契約事務の取扱に準拠してください。また、業者の選定・備品購入については市内企業を優先してください。

9 スケジュール（予定）

平成28年度

6月17日（金）	募集開始
7月1日（金）	質問受付終了
7月8日（金）	事前相談受付終了
7月15日（金）	応募受付終了
7月下旬	設置運営事業（候補）者選考
8月上旬	選考結果発送
9月	市議会9月定例会施設整備経費補正予算案提出
10月上旬	国へ施設整備補助金交付申請
11月上旬	施設整備補助金交付決定
11月以降～	施設整備工事着手

平成29年度

4月1日（土）	開所
---------	----

平成 27 年度（平成 26 年度分）
教育委員会事務の点検・評価報告書

平成 28 年 5 月
小田原市教育委員会

目 次

1. 平成 26 年度教育委員会の活動状況	
(1)教育委員	1
(2)平成 26 年度定例会・臨時会案件	1
(3)会議等への出席状況	4
2. 平成 27 年度（平成 26 年度分）教育委員会事務の点検・評価	5
No.1 特別支援教育事業（事務局）	6
No.2 生徒指導員派遣事業	9
No.3 少人数学級編制事業	12
No.4 特別支援相談・通級指導教室充実事業（教育センターの設置）	15
No.5 公立幼稚園教育推進事業	18
No.6 学校給食事業（学校給食のあり方）	21
No.7 本丸・二の丸整備事業	24
No.8 市立図書館管理運営事業（図書施設・機能整備等基本方針）	27
3. 平成 26 年度（平成 25 年度分）教育委員会事務の点検・評価対象事業 における点検・評価前後の状況	30
4. 小田原市学校教育振興基本計画における成果指標	38

1. 平成 26 年度 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員



委員長 委員長職務代理者 委員 委員 教育長
和田重宏 萩原美由紀 吉田眞理 山口潤 栢沼行雄
〔H20. 10. 1～〕〔H23. 10. 5～〕〔H26. 10. 1～〕〔H20. 10. 1～〕〔H25. 10. 1～〕
〔28. 9. 30〕〔27. 10. 4〕〔30. 9. 30〕〔28. 9. 30〕〔29. 9. 30〕
※H18.10.1～H26.9.30（委員長職務代理者）山田浩子 [カッコ内]は任期

(2) 平成 26 年度定例会・臨時会案件

※○印：定例会 □印：臨時会

平成 26 年 4 月 24 日定例会

- 平成 27 年度使用小学校教科用図書の採択方針について
- 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて
- 事務の臨時代理の報告（小田原市博物館構想策定委員会規則の制定）について
- 事務の臨時代理の報告（キャンバスおだわら運営委員会委員の一部委嘱替え）について

【報告事項】

- 小田原市図書館の今後に向けた動きについて
- 小田原市いじめ防止基本方針の策定について
- 登校支援リーフレット「不登校の解消に向けて」について
- 平成 25 年度下半期寄付採納状況について
- 教育委員会職員の公務災害の状況について
- 小田原市教育委員会名義後援の承認手続等に関する規程の一部を改正する規程について

平成 26 年 5 月 20 日定例会

- 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
- 小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例について（非公開）
- 平成 26 年度 6 月補正予算について（非公開）

【報告事項】

- 青少年の体験交流事業等について
- 小田原市塔ノ峰青少年の家条例を廃止する条例等の素案に係る意見公募手続きの実施について
- 平成 26 年度復興派遣に関する文化庁長官表彰に係る小田原市及び派遣職員に対する感謝状授与について
- 小田原市いじめ防止基本方針策定に向けた進捗状況について

平成 26 年 6 月 17 日定例会

- 小田原市就学指導委員会委員の委嘱について
- 【報告事項】
- 小田原市いじめ防止基本方針策定の進捗状況について
- 市立中学校生徒の検挙事案発生について

平成 26 年 7 月 17 日定例会

- 特別支援学級で使用する教科用図書の採択について
- 小田原市社会教育委員の委嘱について
- 小田原市社会教育委員会議への諮問について
- 小田原市博物館構想策定委員会委員の委嘱について
- 小田原市塔ノ峰青少年の家条例を廃止する条例について（非公開）

【協議事項】

- 平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

【報告事項】

- 市議会6月定例会の概要について

平成26年7月29日臨時会

【協議事項】

- 平成27年度使用小学校教科用図書の採択に向けての協議について

平成26年7月31日臨時会

【協議事項】

- 平成27年度使用小学校教科用図書の採択に向けての協議について

平成26年8月7日臨時会

- 平成27年度使用小学校教科用図書の採択について

平成26年8月28日定例会

- 小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について

- 小田原市図書館協議会委員の任命について

- 平成26年度（平成25年度分）教育委員会事務の点検・評価について

- 公立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について

【報告事項】

- 小田原市いじめ防止基本方針策定における進捗状況について

- 史跡小田原城跡の追加指定について

【その他】

- 第16回城下町おだわらツーデーマーチの開催について

- かもめ図書館の臨時休館について

平成26年9月30日定例会

- 小田原市学区審議会委員の委嘱について

- 教育委員会委員長の選挙について

- 教育委員会委員長職務代理者の指定について

- 小田原市図書館協議会委員の任命について

平成26年10月30日定例会

- 事務の臨時代理の報告（小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則）について

【協議事項】

- 平成26年度12月補正予算について（非公開）

【報告事項】

- 市議会9月定例会・決算特別委員会の概要について

- 図書館協議会からの報告について

- アウトリーチ事業の進捗状況について

- 平成26年度上半期寄付採納状況について

- 小田原市いじめ防止基本方針の策定について

- 通知表誤表記について

平成26年11月27日定例会

- 事務の臨時代理の報告（平成26年12月補正予算）について

- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

【報告事項】

- 小田原市学区審議会への諮問及び同審議会からの答申について

- 平成27年度公立幼稚園新入園児応募状況について

- 小田原市いじめ防止基本方針の策定について

平成26年12月18日定例会

- 平成27年度 全国学力・学習状況調査への参加について

- 事務の臨時代理の報告（小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例）について

【協議事項】

- 平成27年度 学校教育の基本方針及び取組の重点（案）について

【報告事項】

- 第16回城下町おだわらツーデーマーチ開催結果について

- 生涯学習センター（けやき）耐震補強工事について

- 小田原市学校教育振興基本計画の推進状況について
- コミュニティ・スクールモデル校の設置について
- 平成26年度 全国学力・学習状況調査の本市の結果について

平成27年1月20日定例会

- 平成27年度 学校教育の基本方針及び取組の重点について

- 小田原市博物館構想策定委員会への諮問について

- 教育財産の廃止について

【協議事項】

- 平成27年度予算について（非公開）

- 平成27年3月補正予算について（非公開）

【報告事項】

- 市議会12月定例会の概要について

- 小田原市図書施設・機能整備等基本方針について

平成27年2月19日定例会

- 校長及び教頭の人事異動の内申について（非公開）

- 事務の臨時代理の報告（平成27年3月補正予算）について

- 事務の臨時代理の報告（平成27年度予算）について

- 事務の臨時代理の報告（小田原市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例）について

- 事務の臨時代理の報告（小田原市表彰条例の一部を改正する条例）について

- 事務の臨時代理の報告（小田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例）について

- 事務の臨時代理の報告（小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例）について

- 事務の臨時代理の報告（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）について

- 事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）について

- 事務の臨時代理の報告（小田原市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例）について（報9）
- 事務の臨時代理の報告（小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例）について

- 事務の臨時代理の報告（教育財産の取得の申出）について

【協議事項】

- 小田原市長の権限に属する事務の補助執行について

- 小田原市長の権限に属する事務の委任について

- 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について

【報告事項】

- 給食費の改定について

平成27年3月19日定例会

- 教育委員会職員の人事異動について（非公開）

- 史跡小田原城跡調査・整備委員会の委嘱について

- 小田原市いじめ防止対策調査会規則について

- 小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則について

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

- 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

- 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

- 小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について

- 小田原市塔ノ峰青少年の家条例施行規則を廃止する規則について

- 小田原市教育委員会職員倫理規程の一部を改正する規程について

- 平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針について

【報告事項】

- 史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会部会員の委嘱について

(3) 会議等への出席状況

日付	活動内容
平成26年 4月9日	神奈川県市町村教育委員会連合会総会に出席
4月15日	西湘地区教育委員会連合会役員会に出席
4月24日	図書ボランティアとの懇談会に出席
5月15日	西湘地区教育委員会連合会総会及び西湘地区教育委員会連合会研修視察
5月19日	学校給食食育講演会に出席
6月17日	子育て新法に係る打合せ会に出席
6月26日	学校訪問
6月27日	学校訪問
7月2日	学校訪問
7月4日	学校訪問
7月7日	ノーマン市市長教育長表敬訪問
7月8日	学校訪問
7月10日	ノーマン市フェアウェルパーティーに出席
7月16日	教科書採択検討部会に出席
7月17日	子育て新法に係る打合せ会に出席
7月17日	教育委員会事務の点検・評価現場訪問
7月24日	教育委員会事務の点検・評価現場訪問
7月25日	教育委員会事務の点検・評価ヒアリングに出席
7月28日	事務の点検・評価学識経験者との合同ヒアリングに出席
7月30日	地域ぐるみの教育懇談会に出席
7月31日	教科書採択に向けての協議に出席
8月4日	教育委員会事務の点検・評価ヒアリングに出席
8月5日	教育委員会事務の点検・評価ヒアリング及び現場訪問
8月6日	事務の点検・評価学識経験者との合同ヒアリングに出席
8月7日	教科書採択に出席
8月21日	教育講演会に出席
10月21日	臨時小・中学校長会に出席
10月24日	小学校体育大会に出席
11月5日	西湘地区教育委員会連合会研修視察
11月6日	小学校音楽会に出席
12月6日	青少年と育成者のつどいに出席
12月20日	ゆりかご園竣工式に出席
平成27年 1月9日	おだわらっ子ドリームシアターに出席
1月12日	成人のつどいに出席
1月17日	未来へつながる学校づくり報告会に出席
3月13日	中学校卒業式に出席
3月18日	幼稚園卒園式に出席
3月20日	小学校卒業式に出席

2. 平成 27 年度（平成 26 年度分）教育委員会事務の点検・評価

教育委員会の組織や運営に関する基本的事項を定めている法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）第26条により、各自治体の教育委員会は毎年、教育行政事務の管理執行状況について自己点検・評価を行い、その結果を議会に報告し公表することとなっています。これを踏まえ、小田原市教育委員会では、平成26年度に実施した事業に対して点検・評価を実施しました。

(1) 目的

本市教育行政事務の実施状況について検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進をはかっていくため、教育委員会の事務事業の点検・評価を行う。また、その結果を市議会に報告し公表することにより、市民への説明責任を果たす。

(2) 点検・評価の実施方法

- (1) 各所管課で自己点検・評価する。
 - (2) 教育委員会定例会において、各所管課が自己点検・評価した事業のうち、点検・評価対象事業を選定する。
 - (3) 選定事業について、学識経験者及び教育委員による所管課からのヒアリングを実施する。
 - (4) 学識経験者等の意見について教育委員による検討する。
 - (5) 教育委員会定例会において、点検・評価案を審議し議決を得る。
 - (6) 点検・評価の結果を市議会に報告し公表する。

(3) 対象事業

小田原市事務事業評価を基に、教育委員の承諾のうえ、平成26年度に実施した事業の中から、教育委員会事務局が対象事業案を作成し、点検・評価を実施した。

- (1) 特別支援教育事業 教育指導課
(2) 生徒指導員派遣事業 教育指導課
(3) 少人数学級編制事業 教育指導課
(4) 特別支援相談・通級指導教室充実事業（教育センターの設置） 教育指導課
(5) 公立幼稚園教育推進事業 教育指導課
(6) 学校給食事業（学校給食のあり方） 保健給食課
(7) 本丸・二の丸整備事業 文化財課
(8) 市立図書館管理運営事業（図書施設・機能整備等基本方針） 図書館

(4) 学識経験者のヒアリング

- (1) 日時 平成 27 年 11 月 24 日（火）午前 9 時 15 分から午後 5 時まで

(2) 場所 市役所 大会議室（7 階）

(3) 学識経験者 重松克也氏（横浜国立大学教授）・・欠席
新倉 聰氏（横須賀市選挙管理委員会事務局長）
大木健一氏（小田原市 P T A 連絡協議会会长）

(4) コーディネーター 伴 幸俊氏（豊田市市民福祉部副部長）

(5) 教育委員 和田委員長、萩原委員、柏沼教育長

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.1 特別支援教育事業(事務局)	担当部局	教育部
算用科目	一般会計	10教育費 01教育総務費 02事務局費	担当課室 教育指導課

2. 事務事業の位置付け

施策名	学校教育の充実	法令上の実施義務	無
該当細密施策名	きめ細かな教育体制の強化	根拠法令	一
実施計画事業名	支援教育推進事業	条例要綱	
個別事業名	特別支援教育事業(事務局)	実施方法	
先導的施策名			市直営
開始時期	平成21年4月		

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか 市立小・中学校の特別支援学級及び通常の学級に在籍するさまざまな課題をもつ児童・生徒に対して、適切な指導を行うため、教員の補助者として、小・中学校に個別支援員を配置する。また、特別な教育的配慮を必要とする児童生徒への支援について、関連機関と連携とともに、高度な知識や技能を持った専門家である医師や臨床心理士、さらに個別指導員等の構成員を個々の事例に応じて学校に派遣し、支援の仕方について助言・指導を行う。
【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか 障がいの有無に関わらず、さまざまな課題を抱えた教育的ニーズのある児童生徒に対し、必要な支援を行い、充実した教育を行う。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか 市臨時職員である個別支援員等を配置 支援チームのメンバーの派遣 活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。 ① 個別支援員配置数 ② 巡回相談員派遣回数
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか さまざまな課題を抱えた子どもたち一人一人のニーズに応じた教育の実現につながってきている。 成果指標(成果を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。 ① 学校からの要望数に対する配置数の割合 ② 学校からの要望に対する巡回相談員の派遣回数の割合

4. 活動・成果の指標による事務事業の実績

	指標名	H25(実績)	H26(目標)	H26(実績)	H27(目標)	H28(目標)	備考
活動指標	① 個別支援員配置数	89	90	94	90	90	
	② 巡回相談員派遣回数	27	30	25	26	30	
成果指標	① 学校からの要望数に対する配置数の割合	56%	55%	54%	57%	60%	
	② 学校からの要望に対する巡回相談員の派遣回数の割合	57%	70%	45%	43%	50%	

5. 事務事業のコスト概要

			H25(決算)	H26(予算)	H26(決算)	H27(予算)	H28(見込)	備考
歳出	事業費	財源内	国庫支出金					
			県支出金					
			地方債					
			その他					
		貯	一般財源	78,556	82,284	79,489	82,798	82,798
			小計	78,556	82,284	79,489	82,798	82,798
		人件費	人件費(千円)	4,859	6,728	6,808	8,320	8,320
			業務量(人日)	0.65	0.90	0.90	1.10	1.10
		歳出計		83,415	89,012	86,297	91,118	91,118
		使用料・手数料		0	0	0	0	0
歳入		他人等						
		歳入計						

6. 事務事業の評価

妥当性	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか。	
	<input type="radio"/> 妥当である <input type="radio"/> 見直す余地あり	さまざまな課題を抱えた児童生徒は年々増加傾向にあり、市の関与は必要である。
公平性	受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。	
	<input type="radio"/> 妥当である <input type="radio"/> 見直す余地あり	全ての児童生徒がきめ細やかな支援を受ける機会が保障されることは、公平性の観点から妥当である。
有効性	意図した成果が得られているか。	
	<input type="radio"/> 得られている <input type="radio"/> 概ね得られている <input type="radio"/> 得られていない	個別支援員の配置により、きめ細かな対応が行われているが、これまで以上にニーズに合わせた対応をする必要がある。
効率性	事業コスト(事業費+人件費+職員人工)は適切であるか。	
	<input type="radio"/> 適切である <input type="radio"/> 見直す余地あり	児童・生徒の在校時間に合わせた勤務体制の整備や、児童・生徒のニーズに十分対応できる人員体制を検討する必要がある。
費用対効果	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。	
	<input type="radio"/> 期待できる <input type="radio"/> 期待できない <input type="radio"/> 既に最大限導入済み	個人情報や、教育上の配慮の点から、民間に委託することは難しい。
府内・国・県・民間・市民団体で類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。	<input type="radio"/> 事業有で可能 <input type="radio"/> 事業有だが困難 <input type="radio"/> 類似事業なし	
	県で雇用される非常勤職員の配置は、今年度もさらに、時間数の削減が行われているので、ニーズに対応するためには、市での事業が必要である。	

7. 事務事業の方向性

<input type="checkbox"/> 現状維持	⇒詳細を右のリストボックスから選択
現状維持を選択した理由	事務事業の課題と今後の考え方
<div style="height: 80px; border: 1px solid black;"></div>	

<input type="checkbox"/> 事務事業の見直し・改善*	⇒詳細を右のリストボックスから選択
事業の課題	■成果向上のための改善 課題の改善に向けての考え方
<div style="height: 80px; border: 1px solid black;"></div>	

<input type="checkbox"/> 事務事業の廃止・休止*	⇒詳細を右のリストボックスから選択
廃止・休止を選択した理由	<div style="height: 80px; border: 1px solid black;"></div>
<div style="height: 80px; border: 1px solid black;"></div>	

教育委員会の評価

担当課: 教育指導課

個別事業名	No.1 特別支援教育事業		
論点	<p>・特別支援教育推進事業では個別支援員、生徒指導員派遣事業では生徒指導員、少人数学級編制事業ではスタディ・サポート・スタッフをそれぞれ学校に派遣している。</p> <p>学校では、課題のある子供を支援する人的バックアップが強く求められているが、市費の職員は役割が決まっているため、柔軟な対応が難しい状況にある。より現状に即した形での制度のあり方について示唆願いたい。</p>		
学識経験者の意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育事業、生徒指導員派遣事業、少人数学級編成事業ともに、できる限り学校現場の要望を満たすため、限られた財源をいかに有効に活用するかを優先して考えたい。 ・一律の配置基準ではなく、包括的支援が行える事業へ見直す必要がある。その際、地域力を活用するための手法をあわせて考える必要がある。 ・公費だけでなく地域の協力でお願いできるところはないかの検討を、学校支援地域本部の進め方と合わせて検討する必要がある。 ・単一目的ではない人材の確保と支援策を検討すべきであり、校長OBの積極的活用が必要と思われる。 ・高度な専門性が必要な部分については、弁護士・警察・ソーシャルワーカーなど多方面の支援が得られるよう特別なチームを結成して学校を支援する体制を整えることが必要と思われる。 ・学校への配分予算を総括し、校長のマネジメントの中で、真に必要な配置を考える必要がある。そのためには、校長の学校経営マネジメント力を向上させる研修等の充実も必要である。 ・成果指標には、この事業において、周囲の児童生徒の理解促進は重要な課題であり、例えば「一般教室に居る事が出来る時間を延ばす」など、子どもの成長が確認できる内容のものが良いのではないか。 		
学識経験者の評価	伴氏	新倉氏	大木氏
	見直し	見直し	現状維持
教育委員会の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・人や社会を育てるという意味や都市部からの人口流入を考慮し、市の政策として、教育や子育て支援の充実を重要な事業ととらえ、予算も優先的に厚くしていかなければならない。 ・課題のある子供や支援を要する子供たちの教育的ニーズに対応可能な人材確保及び支援体制を再編整備する必要がある。 ・予算的な課題があるにせよ、特別支援教育推進事業の個別支援員については、しっかりと行なう必要がある。 ・学識経験者の意見では一律の配置基準ではなく、総括的支援が行えるような見直しが提案されているが、ある程度整理をした上での人員配置をしなければ難しいのではないか。 ・退職校長のOB以外にも、この分野に長くかかわり退職された一般教員も積極的に活用できるだろう。学生も含め、柔軟に対応できるような幅広いスタッフ配置ができるといい。 ・個別支援員、生徒指導員、スタディ・サポート・スタッフ等の資質及び指導力の向上を図るために研修会の実施を進める必要がある。このため、研修についての予算が計上される必要がある。 ・きちんとした研修を受けた支援ができる人を配置し、より厚くするところに学生やボランティアがいて、はじめて有効に動く。 		
点検評価結果	見直し		

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.2 生徒指導員派遣事業	担当部局	教育部
予算科目	一般会計	10教育費 01教育総務費 02事務局費	担当課室 教育指導課

2. 事務事業の位置付け

施設名	学校教育の充実	法令上の実施義務	無
詳細施策名	きめ細かな教育体制の強化	根拠法令	一
実施計画事業名	教育相談等充実事業	条例要綱	
個別事業名	生徒指導員派遣事業	実施方法	
先導的施策名			
開始時期	平成20年4月		市直営

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか
	中学校における生徒指導の充実を図り、生徒指導上の諸課題を改善するために生徒指導員を派遣する。教員と連携し、個別に指導が必要な生徒への指導・相談や学習支援等にあたる。
【目的】	この事業の目的は何ですかこの事業を実施しているのか
	児童・生徒指導を計画的に進め、非行や不登校、いじめ等の問題行動を未然に防いだり、問題発生時には臨機応変に対応・指導したりとともに、問題行動の原因や対応について理解を深め、児童・生徒指導体制の充実をはかる。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか
	生徒指導上の諸課題により学校運営に支障をきたすおそれのある市内中学校6校に生徒指導員を派遣した。
	活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。
	① 生徒指導員の派遣人数 ②
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか
	教職員との連携により、生徒指導上の問題の把握や抑止に効果が見られた。学習意欲の向上や、様々な学校生活への不安や悩みを抱えた生徒の心の安定を図ることができた。生徒指導員と協働して生徒指導にあたることで、教職員同士の連携にも効果が見られ、組織的な対応がより可能となった。
	成果指標(成果を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。
	① 生徒の落ち着き度 ②

4. 活動・成果の指標による事務事業の実績

指標名	H25(実績)	H26(目標)	H26(実績)	H27(目標)	H28(目標)	備考
活動指標	① 生徒指導員の派遣人数 ②	5	5	5	5	
成果指標	① 生徒の落ち着き度 ②	92	92	100	95	全国学力・学習状況調査内

5. 事務事業のコスト概要

単位:千円

歳出	歳入	財源	H25(決算)	H26(予算)	H26(決算)	H27(予算)	H28(見込)	備考
		国庫支出金						
		県支出金	4,827	0	0	0	0	
		地方債						
		その他						
		譲						
		一般財源	8,097	13,042	12,451	13,042	13,042	
		小計	12,924	13,042	12,451	13,042	13,042	
		人件費	火件費(千円)	1,869	1,121	1,135	1,513	1,513
		業務量(人日)	0.25	0.15	0.15	0.20	0.20	
		歳出計	14,793	14,163	13,586	14,555	14,555	
		使用料手数料						
		雜入等	4,827	0	0	0	0	
		歳入計	4,827	0	0	0	0	

6. 事務事業の評価

市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか		
妥当性	○ 妥当である	学校教育に対する有効な支援であり、教育委員会として取り組むべき事業であると考える。
	見直す余地あり	
受益者が市民の一部に偏っていないか、また受益と負担のバランスは取れているか		
公平性	○ 妥当である	全中学校への派遣ではないが、配置校にその成果が偏るという考え方ではなく、市全体の生徒指導体制の充実のための配置と考える。
	見直す余地あり	
意図した成果が得られているか		
有効性	得られている	
	○ 概ね得られている	意図した成果が得られているが、より多くの学校でその成果を発揮したい。
効率性	得られていない	
	○ 適切である	全11校に対し、現在の配置数は適性であると考え、現状を維持されたい。
費用対効果	見直す余地あり	
	期待できる	
民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより業務の効率性や効果を向上できないか	○ 期待できない	様々な課題を持つ生徒やその保護者を対象とした事業であるので、民間委託は難しい。
	既に最大限導入済み	
市内、県、民間、市民団体で類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか		
効率性	事業有で可能	
	事業有だが困難	生徒指導上の問題への対応という活動を主とした人的配置は、他に例を見ない。
費用対効果	○ 類似事業なし	

7. 事務事業の方向性

<input type="checkbox"/> 現状維持	⇒ 詳細を右のリストボックスから選択	<input checked="" type="checkbox"/> 若干課題はあるが、当面は現状維持
現状維持を選択した理由	事務事業の課題と今後の考え方	
市内全中学校11校に対し、現在の配置数が適正であると考えるため	教員の生徒指導に係る資質向上への取り組みと並行して、生徒指導員の適正な配置を検討する。また、成果向上のため、配置する生徒指導員の研修の機会も必要と考える。	
事務事業の見直し・改善※	⇒ 詳細を右のリストボックスから選択	事務事業の課題と今後の考え方
事業の課題	課題の改善に向けての考え方	
事務事業の廃止・休止※	⇒ 詳細を右のリストボックスから選択	事務事業の課題と今後の考え方
廃止・休止を選択した理由		

教育委員会の評価

担当課:教育指導課

個別事業名	No.2 生徒指導員派遣事業		
論点	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育推進事業では個別支援員、生徒指導員派遣事業では生徒指導員、少人数学級編制事業ではスタディ・サポート・スタッフをそれぞれ各学校に派遣している。学校では、課題のある子供を支援する人的バックアップが強く求められているが、市費の職員は役割が決まっているため、柔軟な対応が難しい状況にある。より現状に即した形での制度のあり方について示唆願いたい。 		
学識経験者の主な意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> 単一目的ではない人材の確保と支援策を検討すべきである。 校長OBの積極活用が必要と思われる。 高度な専門性が必要な部分については、専門家によるスクールアシストチーム(弁護士・警察等)を結成し学校を支援する体制が必要である。 生徒指導の基本は、日々子どもと向き合っている学校内の対応が基本である。学校現場では、本当に困ったときのよりどころが必要であるし、安易に指導員に任せることなく、協力して指導にあたる必要があると考える。 中1ギャップの原因分析を行い、小学校との連携策を構築することが必要である。 中学校内でどのような問題が生じているのか具体に分析し、そのうえで、コミュニティスクールの活用など、地域住民にどのように関与してもらうか等の検討も必要である。 成果指標(生徒の落ち着き度)と全国学力・学習状況調査の因果関係は不明なため、見直しが必要なのではないか。 		
学識経験者の評価	伴氏	新倉氏	大木氏
	廃止	見直し	現状維持
教育委員会の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導員配置だけでなく、生徒への支援システム全体像を検討していく必要がある。 専門職を人材として確保したうえで、その周辺や細部をフォローするボランティア、住民・教育関係者(退職校長)の協力、自治会関係者やコミュニティスクールメンバー、児童委員・主任児童委員などの支援があるという多重構造で対応すると良い。 校長OBに限らず、柔軟に対応できる人材を幅広く活用し、教育面で先生方をサポートできる体制が良い。 問題のある生徒との間に担任以外の方が入ると、任せきりになる可能性もある。 理不尽なクレーマーに対し、初期対応の段階で学校現場が専門家のアドバイス、相談・支援を可能にする弁護士、警察OB等の人的協力体制を検討する必要があるが、先生方をサポートする最後の砦として危機的状況になった時に学校や先生を守っていくものであり、安易に用いることは好ましくない。 生徒指導員派遣事業における生徒指導員には専門性が求められるが、求められる専門性は、スクールアシストチームとして学校を支える人材(弁護士・警察等)ではなく、子どもと家庭を支える人材(ソーシャルワーカー、児童福祉司など)なのではないか。 低年齢になるほど「生きる力」が弱くなっている社会状況から見て、中1ギャップの問題は学校教育のみで解決できるものではなく、家庭・地域まで広げた取組が必要である。 		
点検評価結果	見直し		

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No3. 少人数学級編制事業	担当部局	教育部
予算科目	一般会計 10教育費 02小学校費 02教育振興費	担当課室	教育指導課

13040501

2. 事務事業の位置付け

施策名	学校教育の充実	法令上の実施義務	無
詳細施策名	きめ細かな教育体制の強化	—	—
実施計画事業名	少人数学級編制事業	根拠法令	
個別事業名	少人数学級編制事業	条例・要綱	
先導的施策名		実施方法	市直営
開始時期	平成16年4月		

3. 事務事業の説明

	【事業概要】	どのような事業であるか
		小学校1・2学年で少人数学級編制(「35人以下の学級」)を実施し、小学校入門期において学校生活を送るための基礎的な生活習慣の確立及び基礎基本の徹底による学力の定着を図る。
	【目的】	この事業の目的は何かなぜこの事業を実施しているのか
		・今日的課題である小1プロブレムの解消を図る。 ・小学校入門期にきめ細やかな学級経営がされることで、児童の学校における安定した生活を確保する。
	【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか
		市臨時職員である少人数指導スタッフやスタディ・サポート・スタッフを派遣した。
		活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。
	(①) スタッフ派遣数	②
	【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか
		きめ細やかな学級経営と児童の安定した学校生活の確保。
		成果指標(成果を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。
	(①) スタッフ充足率(派遣数／必要数×100)	②

4. 活動・成果の指標による事務事業の実績

	指標名	H25(実績)	H26(目標)	H26(実績)	H27(目標)	H28(目標)	備考
活動指標	①) スタッフ派遣数	26	28	29	28	28	
	②)	—					
成果指標	①) スタッフ充足率(派遣数／必要数×100)	100	100	100	100	100	
	②)	—					

5. 事務事業のコスト概要

単位:千円

		財源内訳	H25(決算)	H26(予算)	H26(決算)	H27(予算)	H28(見込)	備考
			国庫支出金	県支払金	地方債	その他の		
歳出	事業費	一般財源	27,298	31,060	27,634	31,052	31,052	
		小計	27,298	31,060	27,634	31,052	31,052	
		人件費	2,243	2,243	2,269	3,026	3,026	
		業務量(人日)	0.30	0.30	0.30	0.40	0.40	
		歳出計	29,541	33,303	29,903	34,078	34,078	
	歳入	使用料・手数料						
		雑入等						
		歳入計	0	0	0	0	0	

6. 事務事業の評価

妥当性	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか。	
	<input type="radio"/> 妥当である	少人数学級編制を実施し、市臨時職員を派遣することにより、きめ細やかな指導が可能となる。
公平性	<input type="radio"/> 見直す余地あり	受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。
	<input type="radio"/> 妥当である	学习面や生活面でのきめ細やかな指導を受ける機会が保障される。
有効性	意図した成果が得られているか。	
	<input type="radio"/> 得られている	学习面や生活面でのきめ細やかな指導を受けることができ、児童の学校生活が安定した。
効率性	<input type="radio"/> 概ね得られている	事業コスト(事業費+人件費+職員人手)は適切であるか。
	<input type="radio"/> 得られていない	適切である 小田原市の教育を向上させるためには、より少人数の学級編制が必要であり、そのためにはより一層の事業費等の拡充が必要である。
費用対効果	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。	
	<input type="radio"/> 期待できる	既に最大限導入済み 公教育の場として民間が対応するものではない。
効果	<input type="radio"/> 期待できない	府内、県外民間団体で類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。
	<input type="radio"/> 事業有で可能	事業有だが困難 統合できるような事業はない。
	<input type="radio"/> 類似事業なし	

7. 事務事業の方向性

<input type="radio"/> 現状維持	⇒詳細を右のリストボックスから選択	<input checked="" type="checkbox"/> 若干課題はあるが、当面は現状維持
現状維持を選択した理由		
小学校1、2年生において、35人以下学級を実施することができるとともに、少人数指導体制も維持されているため。 少人数指導スタッフ、スタディ・サポート・スタッフの人材確保と資質向上を図っていくことが求められる。		
<input type="checkbox"/> 事務事業の見直し・改善*		⇒詳細を右のリストボックスから選択
事業の課題		
<input type="checkbox"/> 事務事業の廃止・休止*		⇒詳細を右のリストボックスから選択
廃止・休止を選択した理由		

教育委員会の評価

担当課:教育指導課

個別事業名	No.3 少人数学級編制事業						
論点	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育推進事業では個別支援員、生徒指導員派遣事業では生徒指導員、少人数学級編制事業ではスタディ・サポート・スタッフをそれぞれ各学校に派遣している。学校では、課題のある子供を支援する人的バックアップが強く求められているが、市費の職員は役割が決まっているため、柔軟な対応が難しい状況にある。より現状に即した形での制度のあり方について示唆願いたい。 						
学識経験者の主な意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は安易な拡大を図るのではなく、早急に小1プロブレムの改善策を検討し、事業の縮小を目指すよう方向転換することを検討する必要がある。 学級あたり人数は少なければ、それだけきめ細かい指導ができるることは理解できる。ただし、数人の減が大きく指導に影響するかというと、その効果の検証は難しい。 市単予算で全学年35人学級にするという手法はあると思うが莫大な予算が必要となる。その費用対効果を考えれば、現実問題として学校現場が求める部分を丁寧に探し、個々の学校の要望に応えていく方策に転換すべきである。 成果指標の必要数100の定義が不明なため見直しが必要である。 						
学識経験者の評価	<table border="1"> <tr> <td>伴氏</td> <td>新倉氏</td> <td>大木氏</td> </tr> <tr> <td>見直し</td> <td>現状維持</td> <td>現状維持</td> </tr> </table>	伴氏	新倉氏	大木氏	見直し	現状維持	現状維持
伴氏	新倉氏	大木氏					
見直し	現状維持	現状維持					
教育委員会の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 教師の指導力と関連した課題ではあるが、様々な特徴をもった児童・生徒への対応という点で、少人数学級の実現は目指すべきである。(現在、小田原市では、小学校2年までは実現されている。) 35人以下学級の実現は全国的に望まれている。人口問題を含め、市の発展を考えると、子供がいる家庭の人口増を目指す場合、少人数学級は必須の事業であろう。 少人数学級への人材派遣は、低学年ならではのニーズがあると思われるので、複数での指導体制が望ましい。 35人学級編制への前段階として、市臨時職員である少人数指導スタッフやスタディ・サポート・スタッフ、チーム・ティーチング指導員を個々の学校の現状、要望に対して増員する方向で検討する必要がある。 						
点検評価結果	現状維持						

(評価指標)

拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること

見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること

現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと

縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること

廃止……事業の廃止を検討すること

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.4 特別支援相談・通級指導教室充実事業	担当部局	教育部
予算科目別	一般会計	10教育費 01教育総務費 02事務局費	担当課室

2. 事務事業の位置付け

施策名	学校教育の充実	法令上の実施義務	有
詳細施策名	きめ細かな教育体制の強化	義務規定	
実施計画事業名	支援教育推進事業	根拠法令	学校教育法施行令
個別事業名	特別支援相談・通級指導教室充実事業	条例・要綱	
先導的施策名		実施方法	市直営
開始時期	平成15年4月(あおぞらの開校)		

3. 事務事業の説明

【事業概要】	さまざまな課題をもつ児童・生徒一人一人に対して、その教育的ニーズに応じた適切な支援を行うために、就学相談等の相談の充実、通級指導教室や特別支援相談室の充実を図る。また、特別支援教育推進会議における協議を活用して支援教育を推進していく。
【目的】	この事業の目的は何がなぜこの事業を実施しているのか
【実施内容】	さまざまな課題をもつ児童・生徒がその教育的ニーズに応じた適切な支援を受けるために、就学前及び、就学後の児童・生徒・保護者及び教職員への相談機能及び、通級指導教室の指導を充実させる。また、特別支援教育推進会議での協議を活かし、市としての支援教育の充実を図る。
【活動指標】	具体的に市は何を行ったのか
	発達検査等を含めた就学相談の実施 特別支援教育相談室「あおぞら」における教育相談の実施 通級指導教室での指導の充実 特別支援教育推進会議の開催(年2回)
	活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。 ① 就学相談の件数 ② 教育相談の件数
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか
	相談や指導を通して、支援の場の選択も含めて、一人一人の子供たちに対してより適切な支援の実現につながってきている。
	成果指標(成果を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。 ① 相談件数の増加数 ②

4. 活動・成果の指標による事務事業の実績

	指標名	H25(実績)	H26(目標)	H26(実績)	H27(目標)	H28(目標)	備考
活動指標	① 就学相談の件数	113	120	133	130	130	
	② 教育相談の件数	814	850	946	900	900	
成果指標	① 相談件数の増加数	33	0	152	0	0	
	②						客観的な指標を今後検討していく

5. 事務事業のコスト概要

単位: 千円

			H25(決算)	H26(予算)	H26(決算)	H27(予算)	H28(見込)	備考
歳出	事業費	財源内訳	国庫支出金 県支出金 地方債 その他					
		一般財源	8,438	8,422	8,620	8,983	8,983	就学相談心理判定・相談員増額
		小計	8,438	8,422	8,620	8,983	8,983	
		人件費	人件費(千円)	2,243	3,364	4,530	3,404	3,404
	業務量(人日)	0.30	0.45	0.60	0.45	0.45		
	歳出計	10,681	11,786	13,150	12,387	12,387		
歳入	使用料・手数料							
	雜入等		0	0	0	0	0	
	歳入計							

6. 事務事業の評価

妥当性	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか	
	<input type="radio"/> 妥当である	さまざまな課題を抱えた児童・生徒は増加傾向にあり、市の関与は必要である。
公平性	<input type="radio"/> 見直す余地あり	受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。
	<input type="radio"/> 妥当である	全ての児童・生徒がきめ細やかな支援を受ける機会が保障されることは、公平性の観点から妥当である。
有効性	意図した成果が得られているか	
	<input type="radio"/> 得られている	就学相談や教育相談により適切な支援が行われているが、相談件数の著しい増加に伴いニーズに合わせた、十分な対応をすることが難しくなっている。
効率性	<input type="radio"/> 概ね得られている	事業コスト(事業費+人件費+職員人手)は適切であるか
	<input type="radio"/> 見直す余地あり	相談件数の著しい増加及び、相談ニーズの多様化に伴い、相談員の増加、相談に伴う検査費用等の見直しならびに、総括的な相談体制の検討が急務である。
費用対効果	<input type="radio"/> 得られない	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか
	<input type="radio"/> 期待できる	個人情報や、教育上の配慮の点から、民間に委託することは難しい。
効果	<input type="radio"/> 期待できない	府内、国際、民間、市民団体で類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか
	<input type="radio"/> 既に最大限導入済み	相談機関は他課にもあり、他機関でも行っているが、学校に直結した相談であることから、連携はできるが移管等はできない。
<input type="radio"/> 事業有で可能	<input type="radio"/> 事業有だが困難	
<input type="radio"/> 類似事業なし		

7. 事務事業の方向性

現状維持	⇒ 詳細を右のリストボックスから選択
現状維持を選択した理由	事務事業の課題と今後の考え方
<input type="checkbox"/> 事務事業の見直し・改善※ ⇒ 詳細を右のリストボックスから選択 事業の課題 相談員の増加や、相談体制の充実	
課題の改善に向けた考え方 相談件数は年々増加しており、その相談内容も多様化、複雑化している。今後はそれらのニーズに対応するべために、相談員の増加や、総合的な相談体制の充実が必要である。特に心理相談員の増員は急務である。	
事務事業の廃止・休止※	⇒ 詳細を右のリストボックスから選択
廃止・休止を選択した理由	

教育委員会の評価

担当課: 教育指導課

個別事業名	No.4 特別支援相談・通級指導教室充実事業(教育センターの設置)		
論点	<ul style="list-style-type: none"> 機能向上、効率化を図るため、現在分散している相談機能、指導機能を集約し、センター化する構想を探っているが、果たして機能集約がよいのか、分散型での発展性はないのか、示唆願いたい。 		
学識経験者の主な意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> 就学前のこどもへの対応を含め、早期対応と連続性の確保が課題である。 他部門との連携を強化し、総合窓口の必要性や専門集団の確立を検討すべき。 高度・多様化する課題に対しては、専門家集団のノウハウが必要であり、機能を集約すべき。ただし、各地区で展開する必要がある教室等は、市民の利便性から配慮することも必要である。 相談機能の充実、福祉部門・医療機関との密な連絡体制を充実することが最優先されるべきであり、単なる場所への一元化(集約化)によるセンター化は必要がないのではないか。 早期対応と情報収集が重要である。早期に対応することで、その子どものその後の人生の広がりが期待できるようになる。 センター化によるメリットはあるが、扱う情報量や、実効性の担保を鑑みると、現行事業の拡大や見直しでは対応が難しい。仕組みを再構築する必要があるのではないか。 		
学識経験者の評価	伴氏	新倉氏	大木氏
	見直し	見直し	現状維持
教育委員会の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談センター開設に向けた基本構想策定の早期実施が必要である。 センターに行かなければ相談できないということではなく、どこで相談しても、教育相談センターにつながり、他の社会資源につながって行くフローを作ることが求められる。 悩みを抱えた保護者の立場からすると、どこに相談すればいいか解らないことが多い、ワン・ストップとしての機能を備えた相談窓口の実現は急務である。 センター化は場所だけの発想でなく、保護者や子供にとっての使いやすさを中心に置くことが必要だ。 不登校相談、発達障害相談、就学前相談などワン・ストップの相談窓口があることにより、保護者の負担が減るとともに、子供をより適切な支援につなげることができる。市全体の特別支援教育や通級学級の情報も取りやすくなり、支援者の情報交換もスムーズに行くと考えられる。 福祉、教育、医療が連携できる体制が整えられる状態をセンター化と位置づけて、保護者や当事者がワン・ストップで相談できて、次の支援に必ずつながるようにする。 福祉部門と医療機関まで含めたワン・ストップで総合的な窓口があり、そこから振り分けていくセンター機能があると良い。 福祉や医療機関の側からすると、密な連絡体制が取れる部署が一つあると、サポートしやすいのではないか。 		
点検評価結果	見直し		

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.5 公立幼稚園教育推進事業	担当部局	教育部
予算科目	一般会計 10教育費 04幼稚園費 01幼稚園費	担当課室	教育指導課

2. 事務事業の位置付け

施策名	学校教育の充実	法令上の実施義務	無
実施施策名	きめ細かな教育体制の強化	根拠法令	一
実施計画事業名	幼稚園教育推進事業	条例・要綱	
個別事業名	公立幼稚園教育推進事業	実施方法	
先導的施策名			
開始時期	平成24年4月		市直営

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか
	介助を必要とする園児を支援するための介助教諭等(臨時職員)を配置する。 公立幼稚園の定員割れ及び保育所待機児童の解消のため、4・5歳児を対象に、幼稚園における延長保育(14時～17時)を酒匂幼稚園で実施する。 臨床心理士等の専門家を派遣し、発達障がい児等の支援の方向性等を幼稚園教諭に助言する。 教諭について、幼稚園教育に係る様々な課題を解決し資質向上等を図るために、研究事業を実施する。 公立幼稚園のあり方については、現在の子育て世帯のニーズを的確に把握し、保育園との連携も含め、運営形態の変更を模索する。
【目的】	この事業の目的は何か。なぜこの事業を実施しているのか
	介助教諭等の配置や延長保育の実施、臨床心理士等を派遣した巡回相談を実施するとともに、各種研究事業を通じて幼稚園教諭の資質向上等を図ることにより、就学前教育を充実し、すべての幼児の健全育成を目指す。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか
	介助教諭等(臨時職員)の配置 臨床心理士等の派遣及び職員研修の実施
活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。	
(①) 介助教諭等配置数	(②) 早期発達支援指導件数

4. 活動の指標による事務事業の実績

	指標名	H25(実績)	H26(目標)	H26(実績)	H27(目標)	H28(目標)	備考
活動指標	① 介助教諭等配置数	28	28	26	26	26	
	② 早期発達支援指導件数	18	18	18	18	18	各園3名を抽出

単位:千円

歳出	事業費	財源内訳	H25(決算)	H26(予算)	H26(決算)	H27(予算)	H28(見込)	備考
			国庫支出金	61	1,649	0	0	
		県支出金						
		地方債						
		その他の財源	33,178	33,464	30,600	25,024	25,024	
		一般財源	250	180	120	8,704	8,704	
		小計	33,541	33,705	32,369	33,728	33,728	
	人件費	人件費(年間)	5,871	4,750	4,804	4,804	4,804	
		業務量(人正)	0.90	0.75	0.75	0.75	0.75	
	歳出計		39,412	38,455	37,173	38,532	38,532	
歳入	使用料・手数料		33,178	33,464	44,346	25,024	25,024	入園料、保育料
	雑入等		113	61	1,649	0	0	就園奨励費補助金(1/3)
	歳入計		33,291	33,525	45,995	25,024	25,024	

6. 事務事業の評価

	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか。	
妥当性	<input type="radio"/> 妥当である	幼児教育の充実を図り、質の向上に努めていく必要があることから、市が関与して実施すべきである。
	<input type="radio"/> 見直す余地あり	
	受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。	
公平性	<input type="radio"/> 妥当である	
	<input type="radio"/> 見直す余地あり	通園区域が定められており、対象者が限られている。
	意図した成果が得られているか。	
有効性	<input type="radio"/> 得られている	
	<input type="radio"/> 概ね得られている	限られた予算の中で、介助教諭の適正配置に努めるとともに、教諭の資質向上を図るための各種事業を展開している。
	事業コスト(事業費+人件費+職員人工)は適切であるか。	
効率性	<input type="radio"/> 適切である	副園長不在の園が2園あり、他の4園中3園で副園長がクラス担任を兼務するなど、必要最低限の人員で運営しているが、質の高い保育を提供する上でも適正な職員数について検討する必要があると考える。
	<input type="radio"/> 見直す余地あり	
	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。	
費用対効果	<input type="radio"/> 期待できる	
	<input type="radio"/> 期待できない	子ども・子育て支援新制度のスタートを機に、民営化も含めた今後の公立幼稚園のあり方について検討する必要はある。
	府内・全国・民間・市民団体で類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。	
新規事業	<input type="radio"/> 事業有で可能	
	<input type="radio"/> 事業有だが困難	子ども・子育て支援新制度の中で、幼保連携型の認定こども園への移行など、様々な選択肢が考えられる。
	<input type="radio"/> 類似事業なし	

7. 事務事業の方向性

<input type="radio"/> 現状維持	⇒ 詳細を右のリストボックスから選択	<input checked="" type="checkbox"/> 若干課題はあるが、当面は現状維持
現状維持を選択した理由		事務事業の課題と今後の考え方
<p>発達障がいまでには至らないものの、集団活動になじめない園児が増加する中で、必要性が非常に高まっている介助教諭の配置及び教職員の資質向上が求められているため</p>		<p>支援を要する園児の数が増加する中で、介助教諭の適正配置や教職員の資質向上が喫緊の課題である。平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」の本格施行が予定されており、公立幼稚園も新制度への移行を前提に検討を進めている。今後は、新制度への移行を進める中で、必要に応じて事業の見直し・改善を図ってていきたい。</p>
事務事業の見直し・改善※		⇒ 詳細を右のリストボックスから選択
事業の課題		課題の改善に向けての考え方
事務事業の廃止・休止※		⇒ 詳細を右のリストボックスから選択
廃止・休止を選択した理由		

教育委員会の評価

担当課:教育指導課

個別事業名	No.5 公立幼稚園教育推進事業		
論点	<ul style="list-style-type: none"> ・減少する園児、多様化するニーズ等を考慮し、引き続き公的運営で行っていくことについて示唆願いたい。 		
学識経験者の主な意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・就園率が低い施設が目立つ、施設管理コストを鑑みて維持してよいレベルに無いのではないか。 ・既存施設を維持するならば、保育機能の付加は必須であろう。 ・施設の集約化は一施設の機能向上のメリットはあるが、送迎に問題がある。 ・既存の小学校の空き教室に入れる事が出来れば、小学校との引き継ぎの問題はなくなり、他世代児童との交流、地域で子育てが出来るようになる。 ・少子化の中で、民間幼稚園を補完する使命は既に終わっており、地域の同意のもとに、単なる廃園ではなく、残置幼稚園の機能を高める施策を盛り込み統廃合を進めてはどうか。（「小1プロブレム解決の実践校」など） ・3歳児就園が必要なのか、0～2歳の待機児童対策など、市民ニーズの的確な把握をする中で、施策目的を明確にすべき。 ・施設の統廃合については、保育園の配置も含め検討すべき。公共施設全体の再配置計画を策定する中で、長期的視点をもった計画づくりが必要である。 ・保育園・幼稚園をこども園として位置付ける必要がある（保護者負担の統一など）。 ・一括してこども施設運営を行える組織・制度変更が必要である。幼保民間移管計画を策定し、幼保連携型認定こども園への移行を前提とした民間移管の検討を進めるべき。 ・民間移管計画の明示（対象園・移行年度など）、全体経費の削減額や国県補助金制度の整理、市民・関係者への理解促進、移管後の安定的経営を支援する制度設計（用地・建物の無償貸与など）に留意すべきである。 		
学識経験者の評価	伴氏 見直し	新倉氏 縮小	大木氏 見直し
教育委員会の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園の統廃合等も含めた公立6園全体の再配置計画など、中長期計画づくりが必要である。 ・公立幼稚園の保育機能を充実させるため、延長保育、夏期保育等の実施を検討する必要がある。 ・住民登録情報から、新就園児の数が明らかでも、公立幼稚園を選ばない保護者が多い理由を調査してみるなど、地域の声を踏まえつつ、認定子ども園への移行も視野に入れた公立幼稚園の再編成を検討する必要がある。 ・就園率が低い園については閉園もありえるのではないか。機能を一つの園に集約し、高度な専門化を図るべきである。他の教育施策に活用する方法もある。 ・特別支援が必要な幼児への取り組みなど、公立だからできるモデル的な存在として残す必要もある。 ・幼少の連携や一貫教育の観点から、小1プロブレム解消策としても、既存の隣接する小学校施設に幼稚園を統合し、幼少複合型の学校施設の在り方について検討をしていくことも考えられる。 		
点検評価結果	見直し		

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.6 学校給食事業	担当部局	教育部
計算科目	一般会計	10教育費	担当課室課 保健給食課

2. 事務事業の位置付け

施策名	学校教育の充実	法令上の実施義務	有
総合的細密施策名	小田原の良さを生かした教育の推進		努力規定
実施計画事業名	学校給食事業	根拠法令	学校給食法・学校給食法施行令
個別事業名	学校給食事業	条例・要綱	
先導的施策名		実施方法	一部委託
開始時期	昭和22年3月		

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか
	学校給食の適切な運営を進め、安心で安全な栄養バランスのとれた学校給食を提供する。正規職員(調理員)の退職等を考慮し、直営で実施している学校給食調理業務の委託化を実施する。
【目的】	この事業の目的は何ですか?なぜこの事業を実施しているのか?
	食育などを踏まえ、安心で安全な学校給食提供を安定的に継続していくため。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか
	学校給食調理業務を委託化することで、合理的な学校給食の運営を進め、運営経費の軽減及び定年退職者に代わる労働力を確保する。平成26年度末で定年退職をする職員がいることから平成27年4月から給食調理業務を委託する調理施設を1か所増やすことを目標に準備を進めた。食器など給食用具・調理器具の整備(木製椀の塗り直しなど)、給食費の額改定の検討を行った。
	活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。
	① 委託実施給食調理施設数 ② 給食調理施設数
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか
	給食調理業務を委託することで、合理的な学校給食の運営を進め、運営経費の軽減及び定年退職者に代わる労働力を確保し、安心で安全な学校給食を提供することができた。学校給食センター対象校では、汁物用の食器数を増やし、ランチ皿では食べにくい煮物などを盛り付けることで、子どもたちが給食を食べやすくなった。平成27年4月から学校給食費の金額を改定した。
	成果指標(成果を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。
	① 委託化による削減経費(前年度比)単位:千円 ②

4. 活動・成果の指標による事務事業の実績

	指標名	H25(実績)	H26(目標)	H26(実績)	H27(目標)	H28(目標)	備考
活動指標	① 委託実施給食調理施設数	18	18	18	19	19	
	② 給食調理施設数	24	24	24	24	24	
成果指標	① 委託化による削減経費(前年度比)単位:千円	24,895	0	0	4,500	0	
	②	-					

5. 事務事業のコスト概要

単位:千円

			H25(決算)	H26(予算)	H26(決算)	H27(予算)	H28(見込)	備考	
歳出	事業費	国庫支出金							
		県支出金							
		地方債							
		その他の							
		一般財源	472,028	488,432	479,642	500,595	500,595		
		小計	472,028	488,432	479,642	500,595	500,595		
人件費	人件費(千円)	249,970	257,182	247,740	235,319	235,319			
	業務量(人時)	34.25	35.25	34.45	33.20	33.20			
	歳出計	721,998	745,614	727,382	735,914	735,914			
歳入	使用料・手数料								
	雑入等	0	0	0	0	0			
	歳入計	0	0	0	0	0			

6. 事務事業の評価

	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか。	
妥当性	<input type="radio"/> 妥当である	学校給食法第4条の規定(義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない)による。
	<input type="radio"/> 見直す余地あり	見直す余地あり
受益者が市民の一部に偏っていないかまた受益と負担のバランスは取れているか。		
公平性	<input type="radio"/> 妥当である	学校給食法第11条の規定(学校給食は学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする)による。
	<input type="radio"/> 見直す余地あり	
意図した成果が得られているか。		
有効性	<input type="radio"/> 得られている	
	<input type="radio"/> 概ね得られている	調理業務委託を実施し、安定した人材の確保及び事業費の削減を図った。
事業コスト(事業費・人件費・職員人工)は適切であるか。		
効率性	<input type="radio"/> 適切である	
	<input type="radio"/> 見直す余地あり	調理業務委託を実施し、事業費の削減を図った。
民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。		
費用対効果	<input type="radio"/> 期待できる	
	<input type="radio"/> 期待できない	退職者(正規調理員)の状況を踏まえ、調理業務の順次委託化を進めている。
府内・国・県・民間・市民団体で類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。		
効率性	<input type="radio"/> 既に最大限導入済み	
	<input type="radio"/> 事業有で可能	
費用対効果	<input type="radio"/> 事業有だが困難	
	<input type="radio"/> 類似事業なし	

7. 事務事業の方向性

<input type="radio"/> 現状維持	⇒ 詳細を右のリストボックスから選択	■若干課題はあるが、当面は現状維持
現状維持を選択した理由	事務事業の課題と今後の考え方	
給食調理業務の委託化を進めることで、事業費の軽減及び定年退職者に代わる労働力を確保し、給食内容の充実を図る。	委託期間(債務負担行為設定)及び委託箇所の組み合わせの検討を行い、より効果的な学校給食事業の運営を図る。	
<input type="radio"/> 事務事業の見直し・改善*	⇒ 詳細を右のリストボックスから選択	
事務の課題	課題の改善に向けての考え方	
事務事業の廃止・休止*	⇒ 詳細を右のリストボックスから選択	
廃止・休止を選択した理由		

教育委員会の評価

担当課: 保健給食課

個別事業名	No.6 学校給食事業(学校給食のあり方)		
論点	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食のあり方について検討しているが、施設の維持管理、栄養士、調理員の配置を含め、全体的な論点整理が図れるよう効果的な進め方について示唆願いたい。 		
学識経験者の主な意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的視点での給食の在り方を検討すべきである。 ・センター方式か自校方式かの選択は、それぞれのメリットとデメリットを分析し、どちらを選択すべきかを明確にする必要がある。 ・少子化の流れの中で、小中学校の統廃合が行われることが想定され、調理施設の改修整備の必要性を十分検討する必要がある。 ・給食調理員の定年不補充から、委託化を進めることになるが、委託経費との比較を常に行う必要がある。 ・食育・アレルギー対策・地産地食などの課題も合わせて検討する必要がある。 ・食事の一番大切な要因は「おいしさ」である。質(おいしさ)の確保を念頭において、調理方法、材料の選定、配送方法の工夫をして欲しい。 ・PFI方式を含め、老朽化したセンターの再配置計画を策定すべき。 ・超高齢社会における高齢者への配食サービスなど他部門とも連携した検討をすべき。 ・当面現状の方法がベストと思われるが、委託事業者が市内に多くあることから、学校給食会と委託事業者による協同組合などの設立を図り、高齢者や他施設(民間市場)への給食事業も展開できる法人の設立により、地元経済の活性化を図る施策も検討されてはどうか。 		
学識経験者の評価	伴氏	新倉氏	大木氏
	見直し	見直し	現状維持
教育委員会の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの老朽化に伴い、中・長期的視点で給食のあり方検討を進めている状況にあるが、現在のセンター方式を見直し、小学校・中学校との親子調理方式等に転換する方向で計画を進める必要がある。なお、その際、給食センターが扱う食器の改善も求められる。 ・地産地消や食育などを進められる法人にすべての施設を委託し、市と委託会社が協調しながら児童・生徒の食に対応するとよい。 ・今後10年間の児童生徒数の減少状況を把握し、給食を地域のお年寄りの配食などもできるよう市内で連携してはどうか。 ・片浦小学校の自校方式のように、災害時の孤立を予防するなど、地域の特性が考慮された計画としたらよい。 		
点検評価結果	見直し		

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.7 本丸・二の丸整備事業	担当部局	文化部
予算科目	一般会計	10教育費 05社会教育費 03文化財保護費	担当課室 文化財課

2. 事務事業の位置付け

施策名	歴史資産の保存と活用	法令上の実施義務	有
該詳細施策名	史跡小田原城跡などの整備		努力規定
該実施計画事業名	史跡小田原城跡整備事業	根拠法令	文化財保護法
該個別事業名	本丸・二の丸整備事業	条例・要綱	
該指導的施策名	文化力を高める	実施方法	一部委託
開始時期	昭和57年度		

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか
【事業概要】	「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づき、順次史跡整備を行う。平成23年度から御用米曲輪の整備を行っている。
【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか
【目的】	史跡小田原城跡の本丸・二の丸部分において、史跡の保存と活用を図る。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか
【実施内容】	平成23年度から整備を行っている御用米曲輪について、平場部分の本格的な発掘調査を実施するとともに、その成果を反映した追加実施設計を策定し、平成25年度から修景整備工事を行っている。また、老朽化した住吉橋について、平成24年度には橋板の補強工事を実施し、さらに、架け替えのための保存修理工事とその実施設計について検討している。
活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。	
① 国・県との協議回数(回)	② 整備完了面積(m ²)※累計

4. 活動の指標による事務事業の実績

	指標名	H25(実績)	H26(目標)	H26(実績)	H27(目標)	H28(目標)	備考
活動	① 国・県との協議回数(回)	10	10	10	10	10	
指標	② 整備完了面積(m ²)※累計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	

5. 事務事業のコスト概要

		H25(決算)	H26(予算)	H26(決算)	H27(予算)	H28(見込)	備考
歳出	事業費	国庫支出手	27,288	20,191	20,106	33,789	40,000
		県支出手	3,284	1,019	6,702	3,378	4,000
		地方債	3,300	3,300	2,400	10,100	23,600
		その他	0				
		般財源	22,984	19,275	13,705	20,312	12,400
		小計	56,856	44,785	42,913	67,579	80,000
歳入	人件費	人件費(千円)	11,586	11,724	11,724	10,968	10,968
		業務量(人・工)	1.55	1.55	1.55	1.45	1.45
		歳出計	68,442	56,509	54,637	78,547	90,968
	使用料・手数料	0	0				
	雑入等	0	0		150	300	H27 自販機設置
	歳入計	0	0	0	150	300	

6. 事務事業の方向性

<input type="checkbox"/> 現状維持 ⇒ 詳細を右のリストボックスから選択	<input checked="" type="checkbox"/> 若干課題はあるが、当面は現状維持
現状維持を選択した理由	
国指定史跡の保存と活用は管理団体(小田原市)が行うものと法で定められており、国民共有の財産である国指定史跡の整備を行うことは必要である。	
「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」は策定から20年以上が経過し、内容が古くなっている。このため、現在全体的な見直しを行っており、今後の整備年次等についても検討していく必要がある。	
<input type="checkbox"/> 事務事業の見直し・改善* ⇒ 詳細を右のリストボックスから選択	<input checked="" type="checkbox"/> 事務事業の課題
事業の課題	
課題の改善に向けた考え方	
<input type="checkbox"/> 事務事業の廃止・休止* ⇒ 詳細を右のリストボックスから選択	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止を選択した理由

教育委員会の評価

担当課: 文化財課

個別事業名	No.7 本丸・二の丸整備事業		
論点	<ul style="list-style-type: none"> 現在、史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想の見直しを進めている。これまで江戸末期の姿を基本としてきたが、戦国時代の遺跡が発見されたことから、複数の視点を持つ必要が生じている。このような中、本丸・二の丸の活用と市のまちづくりへの関わりについて示唆願いたい。 		
学識経験者の主な意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> 文化財を地域づくりの核として活用するためには、市民の関心を高め、施設整備・管理を進める体制を構築すべき。 計画策定の段階から、ワークショップを開催し、自分の庭のように感じてもらえる市民を少しでも増やしていくことが大切である。 整備後の管理においても、市民主体の取組みを検討し、アダプトプログラムを活用した手法を検討することも必要である。管理活動は市民が主体となり、行政は清掃道具や活動時の保険などを用意し、サインボードの設置により住民活動の高揚を図っていくという手法も考えられる。 文化財を残すことは重要だが、多額の市費を投入する以上、その活用方法について市民から多様な意見を聞く必要がある。 文化財課だけで完結することなく、関係各課、市民の意見反映など、整備方針についてよく検討すべきである。 保存、公開の検討にあたっては、観光、憩いの場、教育に資するような整備が必要である。 		
学識経験者の評価	伴氏 見直し	新倉氏 現状維持	大木氏 現状維持
教育委員会の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 教育プログラムを教育現場と協働して作成するなど、次世代を担う子供たちに貴重な歴史的財産を受け継いでいくべき。 素晴らしい風土と歴史をもつ小田原の良さを、観光客だけでなく、地域の小中学校が活用して、小田原の歴史を語れる子どもを育てたい。 天守閣や歴史見聞館を見学する学校が多いが、小田原城の整備が進むことにより、子供が関心を持ち、自ら体験し学べる教育プログラムにより、教育に活かせるのではないか。 小田原が持っている貴重な文化財・城跡と観光をいかに関連付けていくか検討していく必要がある。 既に行っている学校に対応したワークショップなどについては情報発信に努めてもらいたい。 「小田原遠足」をパッケージ化し、都市部の市等の小学校に営業をかけるなど、史跡活用等について、攻めの事業を実施するとよいのではないか。 		
点検評価結果	見直し		

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.8 市立図書館管理運営事業		担当局	文化部
予算科目	一般会計	10教育費 05社会教育費 05図書館費	担当課室	図書館

22010307

2. 事務事業の位置付け

施策名	生涯学習の振興	法令上の実施義務	有
詳細施策名	多様な学習の機会と情報の提供	義務規定	
実施計画事業名	生涯学習施設管理運営事業	根拠法令	図書館法
総合計画			
個別事業名	市立図書館管理運営事業	条例・要綱	星崎記念館条例・小田原市図書館条例・小田原市図書館条例施行規則・小田原市図書館図書資料の複写に関する要綱・小田原市図書館資料の貸出券の交付等に関する要綱
先導的施策名		実施方法	市直営
開始時期	昭和34年		

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか
	市民の効果的・効率的な学習活動を支援するため、多様化する要求等にも配慮しながら図書資料の収集に努めるとともに、古文書を始めとする貴重な郷土資料の保管環境の向上に努めていく。
【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか
	全市域に亘る図書館サービスを提供する上で、酒匂川を境に市域を東西に分けた川西地域の核たる図書館として、郷土資料の収集・保存・公開に力点を置きつつ、一般書・児童書の収集にも取り組み市民等の読書活動や調査研究活動に資する。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか
	図書・郷土資料の収集、所蔵図書の貸出・閲覧、所蔵資料を活用した講座等の開催
【成果】	活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。
	①図書資料の購入冊数 ②
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか
	市民等利用者の知識・教養の向上、調査研究、課題の解決等、豊かで文化的な生活の推進に役立っている。
【成果】	成果指標(成果を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。
	①貸出者数 ②

4. 活動・成果の指標による事務事業の実績

	指標名	H25(実績)	H26(目標)	H26(実績)	H27(目標)	H28(目標)	備考
活動	①図書資料の購入冊数	1,226	2,000	1,855	2,000	2,000	
指標	②	-					
成果	①貸出者数	22,563	24,000	21,521	24,000	24,000	
指標	②	-					

5. 事務事業のコスト概要

単位:千円

			H25(決算)	H26(予算)	H26(決算)	H27(予算)	H28(見込)	備考
歳出	事業費	財源	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0	
		地方債	0	0	0	0	0	
		その他の財源	276	250	250	250	250	
		一般財源	22,058	25,403	24,152	31,278	31,278	
	人件費	小計	22,334	25,653	24,402	31,528	31,528	
		人件費(千円)	20,288	21,035	25,444	28,574	28,574	
		業務量(人時)	2.80	2.90	3.45	3.95	3.95	
		歳出計	42,622	46,688	49,846	60,102	60,102	
		使用料・手数料	0	0	0	0	0	
歳入	雑入等	その他の歳入	276	250	250	250	250	
		歳入計	276	250	250	250	250	

6. 事務事業の評価

	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか。	
妥当性	<input type="radio"/> 妥当である	図書館の利用を通じ深められる知識・教養や感性、或いは課題解決力、学習成果などは、市民等利用者の文化的生活の向上に役立てられるものであるため。
	<input type="radio"/> 見直す余地あり	
受益者が市民の一部に偏っていないかまた、受益と負担のバランスは取れているか。		
公平性	<input type="radio"/> 妥当である	図書館法により、公立図書館は利用対象である全市民に対し、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないと規定されている。
	<input type="radio"/> 見直す余地あり	
意図した成果が得られているか。		
有効性	<input type="radio"/> 得られている	
	<input type="radio"/> 概ね得られている	一部閉架式図書館であることや駐車場・エレベータがないこと、施設の老朽化等のマイナス要素が、利用者数(貸出者数)の漸減傾向を招いている。
	<input type="radio"/> 得られていない	
事業コスト(事業費+人件費+職員人工)は適切であるか。		
効率性	<input type="radio"/> 適切である	国指定史跡内のため建替・大規模修繕不可、将来移転必須だが、当面の運営上最低限必要な維持修繕経費が確保できていない。
	<input type="radio"/> 見直す余地あり	
民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより事業の効率性や効果を向上できないか。		
費用対効果	<input type="radio"/> 期待できる	長年かかわっている読み聞かせボランティア等の活動は、定着し成果をあげている。
	<input type="radio"/> 期待できない	将来の移転をも念頭に置いた施設運営や、膨大な郷土資料の整理に引き続き取り組む必要があり、こうした当面課題の効率性や効果向上を図るには現行体制による運営が最適である。
	<input type="radio"/> 既に最大限導入済み	
市内・国・県・民間・市民団体で類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。		
類似事業	<input type="radio"/> 事業有で可能	かもめ図書館やタウンセンター図書室等複数の図書施設はあるが、市内西城の核施設としての機能は代替できない。国・県の図書施設とは資料の相互貸借等によりすでに連携している。
	<input type="radio"/> 事業有だが困難	
	<input type="radio"/> 類似事業なし	

7. 事務事業の方向性

<input type="checkbox"/> 現状維持	⇒詳細を右のリストボックスから選択	<input checked="" type="checkbox"/> 大きな課題があるが、当面は現状維持
現状維持を選択した理由		事務事業の課題と今後の考え方
<p>過去に収集した地域資料については、一部未整理のため、公開できない状況にあり、専門知識を有する職員の継続的な作業が必須であるため。</p>		小田原市図書館施設全体のあり方について方向性を定める中で、機能移転先として予定している駅前再開発ビルへの進捗を注視しつつ所蔵資料の適切な保管への対処や施設の安全性確保に取り組む。
<input type="checkbox"/> 事務事業の見直し・改善*		⇒詳細を右のリストボックスから選択
事業の課題		課題の改善に向けての考え方
<input type="checkbox"/> 事務事業の廃止・休止*		⇒詳細を右のリストボックスから選択
廃止・休止を選択した理由		

教育委員会の評価

担当課:図書館

個別事業名	No.8 市立図書館管理運営事業(図書施設・機能整備等基本方針)		
論点	<p>・平成27年2月に図書施設・機能整備等基本方針を策定した。図書館の運営方法については、他市で民間に委託している例もあり、多様化が進んでいる。市でも平成17年度から、かもめ図書館の一部業務(カウンター業務)を委託化しているが、利用率・市民サービスの向上を含め、駅前図書施設をはじめとした本市図書館の改善点について、示唆願いたい。</p>		
学識経験者の主な意見・評価	<p>・駅前再開発の図書館を直営にする部分は、図書館の基本的運営部分に対し、ルーティン業務(施設管理・窓口・資料整理)は出来る限り、委託の方向で検討すべき。 ・駅前再開発の図書館は、集客をメイン目標とする方策も考えられる。現在の整備イメージ(出会う図書館)は、中途半端感はぬぐえない。 ・機能上の「閲覧」と「研究」の区分は理解できるが、閲覧者優先を前提とした駅前図書館のあり方は改めて論議する必要性があるのではないか。 ・図書館の委託化は進めてよいと思うが、それを評価する仕組みが重要である。運営コスト面のみで委託化を進めるのではなく、質をどのように確保するか検討して委託化を進めるて欲しい。 ・施設規模が見えない中、アクセシビリティに目がいきがちだが、本来の図書館法に規定するような機能を保持出来るよう検討して欲しい。</p>		
学識経験者の評価	伴氏	新倉氏	大木氏
	廃止	見直し	見直し
教育委員会の考え方	<p>・資料保存も図書館の大切な役割なので、市立図書館に保有されている資料をどこにどのように保管するか検討しなければならない。 ・他部局と連携を図りながら、市民ニーズと課題解決を支援する「役に立つ図書館」(課題解決型の図書館運営)を構築するように努めてほしい。 ・家庭生活や職業上の課題、地域課題の解決のための各種支援機能強化を図ってほしい。(個人向けの課題解決支援と、地域社会の結びつきや再生に向けた支援機能が配備された図書館を) ・駅前に図書館を整備することには、メリットとデメリットがある。駅を利用している人が便利に図書館を使えるようになるが、本をじっくり読みたい人や空間を楽しむ人にとっては、のんびりくつろげる空間とはなりにくい。どちらかに特化した図書館を目指しても良いのではないか。 ・本来の図書館の機能を損なうことなく、市民にも愛され、来訪者にも親しまれる図書館とすることは可能ではないか。 ・駅前図書館を文化の香りがする小田原のシンボルとし、旅行者にも対応できる図書館とすると良い。</p>		
点検評価結果	見直し		

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

3. 平成 26 年度（平成 25 年度分）教育委員会事務の点検・評価対象事業における点検・評価前後の状況

平成 26 年度（平成 25 年度分）の点検・評価対象事業において、点検・評価前と点検・評価後の状況について自己点検を行った。

No.	事業名	点検・評価前の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の意見を受けて】
1	図書活動推進事業 (教育指導課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 読み聞かせ活動は、中学校であまりしていない様だが、中学生にこそ、ぜひ聞いてもらいたい。 ② 読み聞かせ活動について、長期的な視野に立って、学校支援地域本部と連携していくためには、代表者会や学習会の充実を図る必要がある。 ③ 事業そのものの重要性にも関わらず、事業経費が計上されない等、取組みの体制に課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校によって頻度の差はあるが、図書ボランティアによる読み聞かせの活動が行われている。 ② 平成 27 年度から教育研究所の共同研究において、読書活動の充実に関する研究を進めている。 ③ 配置された学校司書が、学校図書館の環境整備や読書活動の推進に向けた取組に向け、司書教諭や図書館担当職員と連携を図っている。
2	学生ボランティア活用事業 (教育指導課)	<ul style="list-style-type: none"> ① 学生ボランティアに、交通費を自己負担させている現状は改善すべきである。 ② 学生ボランティアの登録者をもっと増やす手立てを考えてほしい。 ③ 学生ボランティア終了時に、学生から体験の報告があつたら今後の活動も充実してくるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 学生ボランティアは、教育実習校や自宅近くの学校で活動するよう配置しており、徒歩又は自転車で通うように配慮している。 ② 広報やホームページで情報発信している。 ③ 活動体験報告を求めることにより、学生に負担がかからないようにしたい。

No.	事業名	点検・評価前の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の意見を受けて】
3	保健教育事業 (保健給食課)	<p>① 性教育検討委員会委員が平成13年度から同じ委員とのことなので、性教育講演会の講師に偏りが生じていないか気になる。</p> <p>② 学校の養護教諭にも委員として参加してもらい、学校での対応等の参考にしてもらってもいいと考える。</p> <p>③ 危険ドラッグが社会問題化しているので、このことにもぜひ触れる事業であれば、なお良い事業になる。</p>	<p>① 検討委員会委員は毎年、委員交代があり、同じ委員で講師に偏りが生じることはない。</p> <p>② 児童と生徒では発達段階が異なるため、小学校の養護教諭は委員にならず、小学校から性教育について相談がある場合は性教育検討委員が窓口となることを会議の席で決めた。</p> <p>③ 性教育講演会の中で、危険ドラッグに限らず、薬物、SNS、性のマイノリティーなど、生徒を取り巻くさまざまな事象について触れている。</p>
4	学校給食事業 (保健給食課)	<p>① アレルギー等に気を配つていて、とても安心安全な給食だと思う。今後も子供達のために安心安全で安定した給食を提供してほしい。</p> <p>② 食物アレルギーの児童生徒が確認されていない学校でも、リスク管理のために講習を毎年必ず開催して欲しい。</p> <p>③ 調理業務委託に伴う事業効率の推進の反面で、給食内容のコントロールを適切に進めることが重要である。</p>	<p>① アレルギーについては、間違いがあってはならない。今後も、それぞれの役割分担において、細心の注意を払い、確實に安心安全な給食を提供していく。</p> <p>② 食物アレルギーの児童生徒が確認されていない学校でも、エピペンの使用方法を確認する等、職員に対して、校内アレルギー研修会等を各校で開催している。</p> <p>③ 事業効率の推進をはかるため、調理業務委託は進めていくが、栄養教諭・学校栄養職員の管理のもと、委託業者も食物アレルギーについては、細心の注意を払い、確實に安心安全な給食を提供していく。</p>

No.	事業名	点検・評価前の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の意見を受けて】
5	公立幼稚園教育推進事業 (教育指導課)	<p>① 幼稚園の事業を紹介するホームページを充実させる必要がある。</p> <p>② 発達障がいの疑いのある幼児については、保護者との信頼関係を作つて、一緒に育てていきましょうという姿勢で取り組んでもらいたい。</p> <p>③ 一定の専門的な知見・指導力を持った介助教諭の雇用を推進するためにも、また、学術的な視野の広さを持った臨床心理士による研修を実施するためにも、予算をもっと計上する必要がある。</p>	<p>① 写真を取り入れ、定期的に更新するなど、分かりやすく・親しみやすいホームページに変更した。</p> <p>② 保育課と共同で行つている早期発達支援事業のほか、つくしんぼ教室などとも連携を図りながら取り組んでいる。</p> <p>③ 厳しい財政状況は続いているが、必要と考える事業や施策については、関係機関とも調整を図りながら、しっかりと予算要求はしていきたい。</p>
6	日本語指導・異文化交流事業 (教育指導課)	<p>① 日本語指導を受ける児童生徒数の増加に伴い、児童生徒一人あたりの派遣回数を増やすよう検討してほしい。</p> <p>② 日本語と同時に学習面でのサポートもあればよい。</p> <p>③ 事業の名称にある「異文化交流」という側面の事業検討等があつてもよいのではないか。</p>	<p>① 児童生徒一人当たりの派遣回数を増やす方向で計画を進めている。</p> <p>② 教科書を用いた学習サポートも行いながら、日本語指導を行っている。</p> <p>③ 連絡会の中で、様々な文化についての情報交換を行い、まずは協力者が異文化に対する理解を深め、他の児童生徒との交流に生かしている。</p>

No.	事業名	点検・評価前の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の意見を受けて】
7	特別支援教育事業 (事務局) (教育指導課)	<p>① 障がいに対する理解を児童生徒達にも求めることが当事者支援につながる。大人の支援で、インクルーシブなクラスにすることを目指してほしい。</p> <p>② 特別支援を必要とする児童生徒がクラスの一員として受け入れられ、一緒に活動する時間が多く持てるようにしてほしい。</p> <p>③ 地域ボランティア等にまで拡大して人材を求めることも考えられ、特別支援教育を支える体制全体について検討してもらいたい。</p>	<p>① 市としてインクルーシブ教育を推進するため、学校訪問や研修会を通して、教職員の意識を高め、指導力向上を図っている。</p> <p>② 個別の状況に応じて、交流を積極的に行っている。</p> <p>③ 市が配置する個別支援員やスクールボランティア等の多く人材が関わって、特別支援教育の充実に努めている。</p>
8	放課後子供教室推進事業 (教育総務課)	<p>① 校内に地域の子供たちの放課後の学習の場と交流の場があり、併せて地域の高齢者が関わる場として活用されると良い。</p> <p>② 取組を充実させるとともに、他地域への拡充にも取り組んでもらいたい。</p> <p>③ 今後の少子高齢化社会における教育のひとつのモデルとなっていってもらいたい。</p>	<p>① 片浦小学校の放課後子供教室では、体験学習として竹の子掘りを地域の高齢の方に指導をお願いし実施しており、親子参加事業として好評をいただいている。</p> <p>② 平成 27 年度は、酒匂小学校をモデル校として放課後子供教室を実施する。将来的には全校へと拡充する。</p> <p>③ 片浦小学校の実施ノウハウを基に、放課後の安全・安心な居場所づくりを進め、学習支援や体験学習を通じて、児童が地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進していきたい。</p>

No.	事業名	点検・評価前の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の意見を受けて】
9	学校評価充実事業 (教育指導課)	<p>① 学校評価のアンケート結果について考察と対策が大切なでしっかりやつてほしい。</p> <p>② 学校評議員制度と学校運営協議会制度(コミュニティスクール)との整理、統合について見直し及び検討をしてほしい。</p> <p>③ 学校運営の改善が、この事業の趣旨であることを踏まえ、学校評価の簡素化や妥当性、適切性等には、さらに検討が必要である。</p>	<p>① 各校で考察等を行っているが、今後も働きかけてまいりたい。</p> <p>② 学校運営協議会を順次導入していく中で、学校評議員制度との一本化を図ってまいりたい。</p> <p>③ 学校評価の結果を、学校評議員や学校運営協議会等に情報提供し、意見を聞きながら、学校運営に反映させてまいりたい。</p>
10	教育ネットワーク整備事業 (教育総務課・教育指導課)	<p>① 学校のホームページが充実してきた。保護者にとつても様々な連絡、学校からの情報が分かって大変良い。</p> <p>② 教職員の事務処理において、とても有益な事業である。</p> <p>③ 校務支援システムにより学校事務の効率化、教職員負担の軽減などにも活用できる面があり、どう活用するかに視点を置いた検討をしてほしい。</p>	<p>① 校務支援員の学校訪問による運用支援のほか、教育委員会が更新状況や内容をチェックすることにより、各学校が積極的に情報を発信するようになった。ホームページへのアクセス数が増加するだけでなく、各学校の個性も現れはじめた。</p> <p>② 今後も、更に有益なものとなるよう、学校現場に必要な支援等を講じていく。</p> <p>③ 研修の実施やマニュアルの作成などにより、日頃の学校事務や成績処理の効率化・負担軽減はもとより、ほかの学校に異動した際にも同水準の成果が得られるよう支援をしてきた。</p>

No.	事業名	点検・評価前の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の意見を受けて】
1 1	家庭教育学級事業 (生涯学習課)	<p>① テーマによっては、他部局と企画できることもあると思うので、市役所内の横のつながりを大切にしてほしい。</p> <p>② P T A の役員改選直後に年間計画を立てることから、5月に行われる成人教育担当者研修会での情報提供のあり方に工夫が必要である。</p> <p>③ 家庭の教育力の低下、育児の孤立化等現代社会の家庭を巡っては、多くの課題が指摘される。開設する講座内容の選定の仕方を含め、プログラム内容の改善をしてほしい。</p>	<p>① 生徒指導に関する問題について（例：反抗期の子供に対する接し方）教育指導課と協力して講座を開設した。</p> <p>② 前年度実施した講座を一覧にして研修会参加者に配付（事前に学校に1部配付）し、内容を理解してもらった結果、平成26年度の33講座から平成27年度は42講座に増加した。</p> <p>③ 保護者が参加する、新入生徒保護者説明会の機会を利用し、家庭での子供の教育について理解を深めてもらった。（例：中学生の親としての心がまえ：教育アドバイザー西野学氏）また、講座開設に向け、積極的にP T A 担当者の相談に乗り、家庭教育学級に相応しいテーマと講師を紹介した。（例：子供の心の成長と親としての関わり方：臨床心理士小倉直子氏 子供の人権：絵本作家森野さかな氏）</p>
1 2	八幡山古郭・総構整備事業 (文化財課)	<p>① 中世小田原の魅力をもっと多くの市民に知つてもらうようにすることが大事である。また、市外にもっとアピールしてもらいたい。</p> <p>② 小田原の児童生徒に総構に実際に立つてもらい、専門家の説明を聞く機会をぜひ設けてもらいたい。</p>	<p>① 平成26年8月1日号の広報で小田原の文化財に関する特集記事を組み、文化財の現状について周知するとともに、文化財に関するイベント情報、関連図書の発行等の情報提供を行った。</p> <p>② 小学生にも小田原城の歴史に興味を持つてもらうため、小学生向けに御用米曲輪説明会の案内を作成し、各小学校を通じ配布し</p>

		<p>③ 観光客にも興味を持って歩いて立ち寄ってもらえるようにしてもらいたい。</p>	<p>た。</p> <p>③ 一部老朽化した説明看板の修復を行うとともに、土壌や堀の形状が分かるよう草刈りなどの維持管理を行った。平成27年度に公有地化した部分については、28年度以降、順次説明看板を設置するなどして公開を進めていく。</p>
No.	事業名	点検・評価前の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の意見を受けて】
13	図書館学習イベント開催事業 (図書館)	<p>① 中高生のニーズがつかめていないとのことだが、中学校の教職員と一緒に企画を考えることも必要である。</p> <p>② 本が好きになるきっかけをそれぞれの年代に応じて考える必要がある。</p> <p>③ 本を読む事は、国語力や学力に結びついてくるので、出来るだけ児童生徒が魅力を感じる様な事業を積極的に行ってほしい。</p>	<p>① 図書館学習イベントは小学生対象事業が多くなっているが、今年度、子供の読書に関するアンケートを実施し、中学校の学校図書担当の教諭とも繋がりを持てたので、これを契機として、図書館学習イベントについて一緒に考えていきたい。</p> <p>② 年代によって本を好きになるきっかけは違ってくるので、それぞれの年代に応じた読書のきっかけを考えていきたい。</p> <p>③ 本来、読書を好きな児童生徒は数多くいる。そうでない児童・生徒には読書のきっかけも必要だと思うので、今以上に、読書することに魅力を感じさせる事業を行っていきたい。</p>
No.	事業名	点検・評価前の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の意見を受けて】
14	学校体育施設開放事業 (スポーツ課)	<p>① 公共施設の受益者負担は、平等であるべきなので、利用団体に低額な使用料を請求することは、必要である。</p>	<p>① 有料化に伴う歳入増加に対して、新たに発生する費用負担・業務負担の増加等の諸問題を整理し、有料化について検討している。</p>

		<p>② 電気料金や鍵・施設の管理等に関して、学校現場の教職員に業務の負担が増加しない形で進めてほしい。</p>	<p>② 施設の管理については、学校の負担増とならないよう、各校と連絡・調整を図り、事業を実施している。</p>
No.	事業名	点検・評価前の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の意見を受けて】
15	指導者養成研修事業 (青少年課)	<p>① 研修で学んだ経験を活かす機会が少なく、もっと学校等へPRした方がよい。</p> <p>② 高校生、大学生から30代ぐらいの若い世代にもっと研修を受けてもらい、次の世代に担ってもらいたい。</p> <p>③ 地域の自治体や小中学校PTAの父母の方なども巻き込んで進めてもらいたい。</p>	<p>① 学校等へのPRは進めており、経験を活かす機会は増加している。</p> <p>② 研修参加者の確保については、広報やHPによる周知活動を継続して行っている。</p> <p>③ 現在の受講生の中にはPTAの役員や20代の若い世代の受講生がいるため、知人に紹介してもらう等の手法を用い、研修参加者の拡大に努めている。</p>

4. 小田原市学校教育振興基本計画における成果指標

小田原市学校教育振興基本計画において達成すべき具体的な指標として設定した項目について、平成26年度の達成状況を点検しました。

基本目標		成果指標	計画策定時	目標	平成26年度
1	確かな学力の向上	小学校1・2年の30人超学級へのスタディー・サポート・スタッフの配置	100%	100%	100%
		家庭で、自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒 ※1	小学校49.5% 中学校48.1%	小学校58% 中学校50%	小学校59.7% 中学校44.5%
2	豊かな心の育成	不登校生徒訪問相談員の派遣 ハートカウンセラー相談員の派遣 校内支援室指導員の派遣 生徒指導員の派遣	中学校6校 小学校6校 中学校6校 中学校6校	中学校11校 小学校25校 中学校11校 中学校11校	中学校7校 小学校8校 中学校6校 中学校7校
		読書が好きな児童生徒 ※1	小学校62.1% 中学校75.8%	小学校70% 中学校80%	小学校68.0% 中学校73.8%
3	健やかな体の育成	運動・スポーツを週に1回以上している児童生徒 ※2	小学校85.3% 中学校79.8%	小学校88% 中学校85%	—
		朝食を毎日食べている児童生徒 ※1	小学校93.2% 中学校91.6%	小学校96% 中学校94%	小学校94.6% 中学校91.6%
		米飯給食の回数	週2回+月3回	週3回	週3回
		学校給食における市内産を含む県内産の地場産物利用率(重量比)	33.0%	35%	28.02%
4	幼児教育(就学前教育)の推進	市立幼稚園における預かり保育の実施数	1園	6園	1園
5	これからの社会に対応した教育の推進	将来の夢や目標を持っている児童生徒 ※1	小学校80.2% 中学校80.4%	小学校87% 中学校83%	小学校85.9% 中学校70.2%
		中学校における地域と連携した防災訓練の実施	2校	11校	6校

基本目標		成果指標	計画策定期	目標	平成 26 年度
6	様々な教育的ニーズに対応した教育の推進	支援教育相談支援チームの派遣回数	28 回	40 回	43 回
		幼稚園、小・中学校への個別支援員の配置	87 人分	100 人分	延べ 94 人
7	未来へつながる学校づくりの推進	スクールボランティア延べ人数	延べ 62,000 人	延べ 80,000 人	延べ 63,565 人
		放課後子ども教室の拡充	1 校	2 校	1 校
		地域行事へ参加している児童生徒 ※1	小学校 35.1% 中学校 36.6%	小学校 60% 中学校 40%	小学校 57.2% 中学校 36.2%
		地域の大人と一緒に遊んだり、勉強を教えてもらったりする機会のある児童生徒 ※2	小学校 20.7% 中学校 26.8%	小学校 40% 中学校 30%	—
		年齢の違う友達と一緒に遊んだり、勉強したりする機会のある児童生徒 ※2	小学校 63.0% 中学校 45.5%	小学校 72% 中学校 48%	—
8	教職員の資質の向上とよりよい教育体制の確立	校務支援システムの導入	未実施	導入	導入済
9	教育環境の改善・充実	校庭の芝生化	幼稚園 2 園 小学校 2 校	幼稚園 6 園 小学校 6 校	幼稚園 4 園 小学校 3 校
		学校図書室にある図書のバーコード化	全校 5,000 冊分を実施	全校 100%	平均 79.4%
		校舎リニューアル計画の見直し	未実施	計画策定	整備計画策定期 短期計画策定期
		小学校における交通安全対策協議会の設置	20 校	25 校	20 校
10	教育的效果を高める教育行政の推進	教育委員会通信の発行	未実施	発行	未実施

※1…平成 24 年度「全国学力・学習状況調査回答結果」により抜粋。対象は小学校 6 年生・中学校 3 年生

※2…平成 26 年度「全国学力・学習状況調査」で質問がなくなったため、データが存在しない。

